

第26回平成21年9月与謝野町定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成21年9月14日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時02分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	16番	服部博和
8番	浪江郁雄	17番	有吉正軌
9番	井田義之	18番	森本敏軌

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) おはようございます。

残暑がまだありますが、秋晴れのさわやかな日になりました。本日から一般質問ということで、本日、6人の皆さんにご登壇いただきます。よろしくお祈りを申し上げます。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

13人の議員から質問の通告がありましたので、通告順により順次質問を許します。

12番、多田正成議員の一般質問を許します。

多田議員。

12番(多田正成) 皆さん、おはようございます。野田川地区では昨日、各区で運動会があったようでして、皆さん、大変ご苦労さんでした。

それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、9月定例会におきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目に災害、防災対策について、お尋ねいたします。世界各国で温暖化が語られるようになって、私たちはテレビ、新聞紙上など、情報の中で地球規模での温暖化現象を知るようになりました。そのせいでしょうか、異常気象とも思えるさまざまな現象が身近に起きているように思います。我が国では思わぬ竜巻が起きたり、集中豪雨といっても、最近では強く長く降り続き、ゲリラ豪雨とも言われ半端じゃありません。そのことによって山崩れや土石流、がけ崩れ、堤防決壊、洪水など、さまざまな形で被害をもたらしています。また、ことしは皆さんもお気づきのとおり6月に梅雨入りしましてから、夏のないまま秋を迎えたような気がいたします。そういった関係から日照時間が少なく、農作物にも大きく影響すると言われておりますが、経済の厳しい中、さらに追い打ちをかけるのではないかと心配をしております。また、8月には台風9号が発生いたしまして、兵庫県の佐用町では死者、あるいは家屋全壊といった悲惨な状況で、多くの被害を受けられたようであります。亡くなられた方々に対して、心よりご冥福をお祈りいたしますとともに、一日も早い復興を心から願っております。

さて、当町におきましては、台風の影響を受けまして、9日の深夜から10日の未明にかけて大変な豪雨に見舞われました。平成16年に加悦地区で大きな被害を受けた台風23号までには至りませんでしたが、あのままもう少し降り続いていたらと思うと、ぞっといたします。幸いといえば幸いですが、それでも当町の各地で被害が出ております。床上浸水、床下浸水、がけ崩れ、山崩れと、大変な被害が出ました。まず、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げますとともに徹夜で警戒に当たられた消防団の皆さん、職員の皆さん、関係各位の皆さんに大変ご苦労さまでした。この場をお借りして心から感謝を申し上げます。今回の被害に当たりましては、行政も早速本議会で補正予算を組んでいただき復旧に取り組んでいただくわけですが、まだまだこれから本格的な台風シーズンを向かえようとしています。一日も早い対応と危険箇所への対応も早急に考えていただき、安心・安全な災害に強いまちづくりを期待しているものであります。

さて、当町は地域防災計画や水害予防計画などを示されており、洪水ハザードマップも作成され警戒、避難情報など、消防団、警察、自主防災組織へと連絡網が示されております。今回の豪雨状況の中で、大変ご苦勞をされたと思いますが、前回の台風23号の苦い経験と教訓は生かされたのでしょうか。当然、マニュアルに従って行動されたと思いますが、何も問題はなかったのでしょうか。ここで具体的に質問をいたします。

(1)非常事態時の警戒、防災体制の指揮、指示はどこに、どのように出されるのでしょうか。

(2)独居老人、高齢者世帯の方々の安心・安全の確保、確認は、どこがされるのでしょうか。

(3)危険発生時に知らせと避難場所設営と、指示はどのように出されるのでしょうか。

(4)被害復旧対策、危険箇所の復旧対策は、今後どのように考えておられるのか、町長のお考えをお聞かせください。

2点目は、丹後の観光と織物活性化について、お尋ねいたします。ことしは夏本番の天候が不順だったため、海水浴客が大変少なく、夏の観光地としては最悪の状況だったようです。織物に関しては夏場は時期的にも商品の引き合いが悪いのですが、全盛期の1割を切った生産となっています。今でも業界市場での取引は安売りが相変わらず続いているようですが、丹後はいつまでも、その状況を追いかけても、ますます厳しくなるばかりで、将来の展望は見えません。しかし、若い後継者の中にはグループを組み、少数ですが、いろんな分野の商品づくりを目指しています。また、前向きな企業では、完成度の高いものづくりをされており、今後、丹後の織物業界の再生できるのは、すべてとは言いませんが、その道しかありません。完成の高い商品づくりと販売改革が必要であります。それを示すように、京丹後市のリーダーシップによってファッションウィークが取り組まれておりますが、しかし、これも回を重ねると一つの事業になりかねません。ステップが必要であります。そのステップは丹後の観光と織物が生かせないか、私は以前にも申し上げましたが、ファッションウィークの中に今後の観光と織物業界の活性化のヒントがあるように思います。観光との結びつけは、当町も参加している丹後広域観光キャンペーン協議会がありますが、そことの一体感であります。地域の特性を生かし、丹後全体で活性化策を打ち出す必要があるのではないのでしょうか。各自治体単位や業界単位の振興策では企業、商業の活性化につながりにくいように思います。丹後全体の織物観光の振興策を一つにして、はぐくんだ自然と歴史、文化、史跡、伝統をどう生かすかであります。丹後全体の活性化のために自治体の広域化でもっと議論をしていただき、具現化に結びつく仕組みをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。大変僭越な申し上げますが、従来の支援策では、もう前には進みません。今こそ業界は業界の役目と努力、行政は行政を役目を十分理解していただき、積極的に取り組んでいただきたいと思います。町長のご所見をお伺いいたします。

三つ目に、天の橋立岩滝温泉スタンド条例をお伺いいたします。クアハウスの赤字経営が続く中、改善に向け担当職員の賢明な取り組む姿勢が見受けられ、改善に向かっていると聞いております。また、一方では指定管理者への移管も考えておられるようですが、最近では指定管理者制度が必ずしも成功とは考えにくい、本当に職員の努力で改善に向かうなら、そのやる気を育てることが大切だと思います。苦しいが知恵を出し、汗を流してこそ改善の道が開けると思います。

そういった観点から改善策の一つとして提案させていただきますが、毎分211リットルと、府下一と言われる湯量の豊富な岩滝温泉があります。そのお湯がもっと幅広く活用できないか、

つまりお湯ビジネスに取り組めないか、今では利用ニーズがあるかどうかはわかりませんが、例えば家庭のお風呂に湯舟に200リットルのお湯が必要として、それをトラックで風呂まで配達します。仮に1回1,000円としましても、当町の世帯数の1%の方が毎日利用していただければ十分ビジネスになると思います。しかし一方、行政のデメリットも考慮しなければなりません、それは水道料とか、下水道料との差額ですが、メリットの方が私は大きいと思います。それと雇用にもつながり、クアハウスの経営を考えると赤字削減策にもつながり、研究する必要があると思いますが、いかがでしょうか。そのためには、まず温泉スタンド条例の見直しが必要であります。天の橋立岩滝温泉スタンド条例第3条、温泉スタンドを利用しようとするものは、100リットルの利用につき100円の使用料を納入しなければならないとありますが、見直しが必要であります。

次に、第5条、町長は利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、スタンドの利用を禁止することができると思いますが、禁止の理由として(2)営利を目的として利用すると認められるときとあります。そこの見直しも必要だと思えます。その他、条例改正ができれば豊富なお湯の活用がもっと幅広く生かせるのではないのでしょうか。町長のご所見をお伺いしまして1回目の質問といたします。

議 長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） おはようございます。12日には全国自然公園ふれあい大会が開催されまして、常陸宮両殿下をお迎えする中で天の橋立、あるいは宮津会館におきまして、非常に・・・をし、成功裏に終わったところでございますが、あいにく雨でちょっと足のご不自由な陛下には大変・・・せつかくいい景色を見ていただきたいと思っておりましたが、少し残念だったかなと思えますが、ツーデーマーチ等、いろいろな秋の行事も同時に行われておりまして、大変皆さんのお力で終えられましたこと、感謝をいたす次第でございます。また、秋に入りまして、行事がそれぞれありまして、大変お忙しいこととは思いますが、本日からの三日間、一般質問について誠心誠意、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

それでは、第1点目、多田議員ご質問の災害、防災対策を問うについて、お答えいたします。

去る8月9日から10日未明にかけて発生いたしました集中豪雨では、各地に多大な被害が発生いたしました。特に兵庫県佐用町では、9月3日現在、人的被害は死者18名、行方不明者2名、家屋の全壊161棟を初め総数で2,000棟近い住宅被害を受けたというふうに聞き及んでおります。亡くなられました方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災者の方々の一日も早い復興を願っております。当町では、幸い人的被害はなかったものの、町内各地で多くの住宅被害や土砂崩れ、農地被害、河川被害などが発生し、特に今回の集中豪雨では町内の西側に被害が集中したところがございます。

ご質問の1点目、非常事態時の警戒、防災体制の指揮、指示は、どのように出されるのかでございますが、議員もご承知のとおり平成19年3月に与謝野町防災計画を策定し、町民の生命、身体及び財産を災害が保護することを、その目的として、災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項、その他必要な事項につきまして、町防災機関、町民、その他関係機関等が果たすべき責務や役割を定めております。この計画に基づき災害の種類や指令の発令基準に応じて災害警

戒本部、あるいは災害対策本部を設置し、防災体制を努めます。

組織体制としましては、警戒本部及び対策本部のいずれも本部長は私、町長、副本部長には副町長が、本部つきには教育長があたり、担当業務による班、または部組織のほか、各庁舎には岩滝支部、加悦支部、野田川支部を置き、全職員体制で災害対応に当たります。風水害の場合は、大雨警報、洪水警報が発表された段階で警戒本部の1号配備とし、台風の進路に当たるときや道路冠水、田畑冠水等の事象が出始めたときなどには2号配備の体制といたします。また、暴風雨や局地的集中豪雨による複数の民家被害が発生したときは、あるいは、予想されるときなどは対策本部の体制をとり、状況に応じて第1号から全職員動員の第3号動員体制といたします。また、消防団についても警戒本部、災害対策本部に参画していただき、風水害においては主に水防活動等を担っていただきます。指揮系統につきましては、本部長から各部長、支部長を通じて職員に指示し、各地域における被害状況の収集や警戒及び災害防衛支援に当たります。また、災害発生時、あるいは予想されるときにおいては、町や消防等の関係機関のみで、すべて対応することは現実的に困難でございますので、避難勧告や避難指示の発令時には避難所の開設をお願いするため、速やかに各区への連絡を行うこととしております。

次に、2点目の独居老人、高齢者世帯の安心・安全の確保の確認は、どこがされるのかでございしますが、ここ数年は台風や豪雨、地震、津波等の災害がかつてない規模で世界じゅうで発生し、大きな被害をもたらしております。これらの災害では、高齢者や障害者などが避難できず、長時間取り残されることが社会問題となっており、この解決策としては、町や消防などの防災機関の活動にも限度があることから、地域の自主防災組織や、あるいは各区の共助の役割が大変重要になってくるというふうに考えております。区長にも、そのための取り組みを進めてもらいたい旨、お願いをしているところであり、町といたしましても、できる限りその取り組みを支援してまいりたいというふうに考えております。

町では災害が発生したときや、その恐れのあるとき、避難支援が必要な方などに対して、情報伝達や避難の手助けが、地域の中で速やかに行えるような災害時要援者避難支援プランを策定していきたいというふうに考え、現在、総務課と福祉課におきまして素案を作成しているところでございます。今後、民生児童委員や、あるいは各区の協力を得ながら取り組みを進めていくこととしております。

次に、3点目の危険発生時の知らせと避難場所の設営と指示は、どのようにということでございますが、災害発生の危険性が高まったときには地域防災計画に定める避難計画、及び避難判断基準に基づき避難勧告等を発令することとしており、避難所の設営については、その施設の管理者に連絡し、開設するとともに避難地域の区長には避難所開設の連絡と、必要な協力依頼を行います。町民への伝達方法は、防災行政無線や音声告知放送、広報車両や消防車両を活用するなどの方法のほか、区にも地域ぐるみでの避難を呼びかけていただくこととしております。また、独居老人等の自力避難が困難な方や、情報が伝達しにくい障害者などの方々には、先ほどの災害時要援者避難支援プランの中で、一人も見逃さないための取り組みを進めていきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、避難所開設や情報の伝達については、速やかな行動が求められておりますため、今後、町と地域とが一体となった防災訓練を積み重ねていくことが重要であるというふうに考えております。

次に、4点目の被害の対策、危険箇所の対策でございますが、避難対策につきましては、被害の規模や災害救助法の適用の有無等によりまして、さまざまでございますが、今回の災害でいえば、被災者への対策としては被災後の、災害後のごみ処理やトイレのくみ取り、消毒等を実施しております。また、速やかに対応が必要な内容については、今回の第4号補正をお願いしておりますように、緊急対策経費として予備費措置をさせていただいており、土木、農林関係被害につきましては、今後、災害査定を受ける中で、順次復旧を行っていきいたいというふうに考えております。

なお、土砂災害の恐れや河川の危険箇所の改良につきましては、引き続き京都府などに対し、早期の改修を強く要望していきいたいというふうに考えております。

次に、2番目、丹後観光と織物活性化を問うについて、お答えいたします。議員のご指摘のとおり、二つの組織に当町も加盟しておりまして、それぞれの目的達成のため諸事業を取り組む中で、観光、織物振興の推進が図られているものというふうに考えております。両方の組織とも官民一体の組織でございますので、関係機関や民間企業も参画できることとなっており、事業効果も大きく、担当課には積極的に参加し活用するよう指示を行っております。丹後ファッションウィーク開催委員会が取り組む事業の中に産官学連携事業がございますが、交流に参加した学生には織物の歴史はもちろんのこと、丹後観光もPRしており、また、丹後広域観光キャンペーン協議会では織物も観光資源と位置づけ首都圏等で開催します誘客キャンペーンでも、単なる観光PRにとどまらず丹後七姫や丹後着物大使を活用し、織物の色を全面に出したPRも行っております。広域的に、そういった取り組みがなされる場合、当町も積極的に取り組んでいただけるのかというご質問でございますが、作成されました総合計画、観光振興ビジョン、そして、現在、策定中の産業振興ビジョンでも織物、観光は、今後の町の活性化には欠かすことのできないキーワードと考えております。有意義な広域的な取り組みに対しましては、当町もできる限り積極的に参画したいというふうに考えております。

今回、9月補正に計上をいたしました丹後ファッションウィーク事業の分担金50万円も既存の事業に加え、首都圏と京都市内で着物PRと販路拡大を行うための負担金でございまして、業界の支援も含め積極的な取り組みを進めることとしております。

次に、3番目、天の橋立岩滝温泉スタンド条例を問うについてお答えいたします。クアハウス岩滝の経営改善のために温泉を幅広く販売するお湯ビジネスに取り組めないかのご質問でございますが、まず、温泉スタンドは、温泉を地域の皆さんに安価で提供し、各ご家庭でも一日の疲れをいやしていただく環境を提供する温泉提供事業として今日まで取り組んでいるもので、その趣旨は現在においても変わるものではございません。確かにクアハウスの源泉は毎分211リットルと、非常に豊富であり、安定した供給が図れるものと考えられます。また、大量のお湯を販売する先は、まず、温泉を持たない旅館やホテルなどが考えられます。しかし、これら施設で供給する場合、供給先が温泉を利用する届出、並びにジオネラル菌対策のための浴槽設備の改良と温泉給湯、貯湯タンク等の設置が必要になるなど、諸問題が多くございます。また、供給される各施設においては、追いだきは必ず必要で、ボイラー用の燃料経費などの問題もあり、これら多くの問題がクリアされなければ、各施設において、この取り組みを行うことは難しいのではというふうに考えております。

一方、町内の家庭への搬送サービスを考えた場合、温泉という付加価値はつくものの、各家庭において目に見える経費節減などのメリットがないと、これも厳しいと考えられます。各家庭でお湯を張る経費、水道料、下水道料、灯油、電気料を単純に試算しますと月額約6,000円となり、この経費が激減しない限り温泉搬送需要は伸びないというふうと考えられますし、そのような中で運搬コスト等の採算性を考えると、ビジネスとして成り立つか、少々疑問でございます。

クアハウス岩滝は本年3月、運営委員会から指定管理者制度へ移行の答申を受け、6月には指定管理施設として位置づける条例改正を行い、現在、担当課では10月にも指定管理者の募集が行えるよう準備を進めているところでございます。来年4月から指定管理者へ管理運営をゆだねるべく事務を進めている状況であり、温泉スタンドもあわせて管理をゆだねる計画としております。私の思いとしましては、さきに述べましたとおり、町民の皆さんが温泉をくまれ、そして、家庭で一日の疲れをいやしていただくための温泉スタンドは、これまでどおりご利用いただき、ほかにお湯を活用したビジネスが可能と判断していただければ指定管理者側で検討していただくことになろうかというふう考えております。

以上で、多田議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） ありがとうございます。一番目の災害防災対策につきましては、町内で町長を本部長として指揮がなされておると思えますけれども、その洪水警報などが、次に発令されましたときに、区への連絡網というのか、これは水防委員さんの話なんですけれども、公民館が対策本部に、各地区の区の対策本部になると思うんですけれども、やはりそういったあたりが、気にして電気を見ておるんだけれども、電気がなかなか深夜につかないといった時点で、やはり連絡網のおくれが生じておるのではないかなというような話がありまして、こういった災害時には、やはり職員の情報の共有化と危機管理意識の共有があつて初めての的確な判断と指示が出せると思います。当然、そういう意識を持ってやっていただいておりますけれども、そういったことがちょっと浮上してしまつて、どんなことにしてもなかなか完璧にいくものではないものですから、どこかでそういう声は出ると、私も承知しておるんですが、なかなかそういったことで電気がつかなくなったり、おくれておるのではない、それは本部がどうなつておるんだろうというような話を聞くものですから、ちょっとこの質問をさせていただいて、どういう体制づくりかなということをお尋ねをいたしました。

要するにこういう災害が起きたときには自主防災組織というものが一番身近な関係になりますので、そことの連絡はうまくいったかどうかということも再確認していただいて、もしあるのでしたらご答弁がいただけたらと思えますし、それと独居老人の高齢者の安心・安全確保なんですけれども、組織的に、先ほど聞いていますと町内、区というような形なんですけれども、やはり先ほども言われましたが社協、民生委員の方との、もう作成しておるというふうに言われたけれども、そこを明確にしないでいただくと、大変お年寄りが難儀をされておるのではないかなというふうに思いますので、その辺も、もう少し詳しくお考えがあつたらお聞かせ願いたいと思います。

3番目の危険発生時のお知らせの避難場所なんですけれども、地域としていきなりサイレンが鳴つて多くの町民の人が全体に避難する場合に、よほど、その辺の連絡網がはっきりしていない



と戸惑ってしまう、ましてや高齢者の方なんかはどうしたらいい、わからんというような状態が起きるので、その辺も今後、指示状態を明確にされておく必要があるのではないかなということを感じております。それから、4番目の被害の対策と危険箇所の体制ですが、11日に産建委員会で、当町の被害の重立った箇所を見させていただきましたが、大変な状況でした。復旧させるには多額の財源が必要ですが、今後の財源はどのように考えておられるのか、その辺もお聞かせ願えたらと思います。

先ほども京都府の方に要請をしていくと言われましたけれども、とても京都府だけの支援では直し切れない部分があると思いますが、そういったときには町の単費で思い切ってやっていただくには、そういった財源はどこから捻出されるのか、その辺もちょっとお聞かせ願いたいと思います。以上で、災害のところは、そういったことでお聞かせ願えたらと思いますし。

次に、丹後の観光と織物と活性化ですけれども、確かに織物は全盛期の10分の1になって、それを切るほどの悲惨な状態になっておりますけれども、やはり今は若い方々が、こんなことではいかんということで、本当に真剣に新しいものづくりに取り組んでおられます。そういったあたりを真剣に支援していただくというのか、それには、そういった方々が生かせるのは、私は全回も言いましたが、ファッションウィークの中に、そのヒントがあるように思っていて、実は、それを結びつけるには、やはり先ほども言いましたが、丹後広域観光キャンペーンとの連携だと思えます。やはり観光の方から言いますと、天の橋立で丹工が着物まつりをするんですが、観光の方から見ますと、あの発想は非常に、今後の織物と観光を密着させるもとだというふうに期待を、観光の方から見ると、そういう期待をされておったんですが、やはりそうではなしに、織物だけの着物まつりというのか、それで終わってしまっておると、それではとてもじゃないけど、地域の活性化にならんのではないかというお話も、その広域観光キャンペーンの役員の方がおっしゃっておられました。そのことについて、ファッションウィークが非常に新しい商品のもので、それを発表する場として生かされておるわけですが、そこでの連結をもっと密に話していただいて、私たちが組織に顔を出していますと、ものが言えるんですが、全くそのところへ顔を出してませんので、やはり行政の方から口を出していただいて、発想を言っていただいて、そして改善をしていく。次のステップに持っていくという努力がしていただきたいなと思って、その辺の町長のお考えがお聞かせ願いたいと思います。

それと温泉の方のスタンド条例なんですけれども、温泉は、先ほども言われましたように、確かに業者に利用していただく。また、例えばユースセンターだとか旅館だとか、そういったところには町長のおっしゃる衛生問題だとか、いろんなものがあって難しいだろうなというふうに、私も感じております。私の申し上げておるのは、個々に各家庭が、ちょっと一月に一遍でも温泉気分になれるように、例えば、タンクで運んでいただくと、1,000円ぐらいで家族みんなが温泉気分になれるなというふうに思っています。現に近くでバケツにくんで、ポリにくんでお風呂に運んでおられて、楽しんでおられる方もあります。そういったことを身近に、簡単にやれば、それに専門家が、配達する専門家が要りますし、それは民家の方を雇用して、雇用にもつながりますし、十分、私はクリアできるのではないかなというふうに思っています、ましてやクアハウスの今、職員が一生懸命頑張っていて、この間、ちょっと委員会をしておりましたら、少し経費というのか、赤字の削減に向かえるということを開きまして、非常に努力していただいておりますなとい

うふうに思います。私は、そういったやる気を育てていただいたり、そのやる気を持っていただくことこそ、この町の反映につながると感じておりますので、行政側としましては、その指定管理者に持っていけば安心でしょうし、楽でしょうし、そういった意味ではなしに、やはり職員を、一生懸命やってノウハウを出し、知恵を出し、汗をかいて改善をさせるということが必要ではないかなというふうに思いますので、町長のお考えをもう一度、聞かせていただきたいと思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 災害、防災対策の1点目のところでございます。非常に今回の指示、指揮もですし、指示の出し方に非常にばらつきがあったのではないかとということで、せんだっての8月20日ですか、緊急区長会が開催されまして、そこでのいろいろな報告をお聞かせいただいているところですが、そのときに各区へ対策本部の方から連絡がなく、まちまちであったということをお聞かせいただいております。これは、こちらの方の不手際だということでおわびをしなければならないというふうに思っております。

勧告、あるいは、そういう避難勧告等を出しますときには、出します区には連絡をして、開設をしていただかなければなりませんので、きちんと連絡が行っていたようでございますけれども、そうでないところにつきまして、それぞれの庁舎の方へ、地域振興課の方へ、そういうことが今、警報が出たというようなことについての連絡がきちんといっていなかったようなところもあって、非常に、それが地域へ伝わっていないというようなことがあって、非常にご迷惑をおかけしたというふうに思っておりますし、これは本当に町の不手際であったのではないかとというふうに厳しく受けとめているところでございます。今後、こういったことがないように、本部からの連絡が各区へきちっと伝わるように刻々と、その状況を報告するというのを。また、その中で出勤していただかなければならないこともございますので、そうした情報はお知らせするというのをきちっとしていきたいというふうに思っております。

それから、災害時のときに高齢者の方、あるいは障害者の方々に対する対応ですけれども、先ほども申し上げましたように、この避難、情報伝達や、あるいは、その避難をお手伝いするために、そうした地域の中で速やかに動けるように、先ほど申し上げましたように、総務課と福祉課が、その災害時要援護者避難支援プランを今、作成している最中でございます。このことがある程度できますと、それをきちんと各区へお伝えし、あるいは町のほかの組織も含めた中でそれぞれの地域でどういうふうに、そういう場合にはしていくかと、それに向けての支援体制を町としてはお手伝いをさせていただきたいなと思っております。ある区が自主的に、そうした組織をつくってやりかけられましたけれども、やはりここには個人の情報の保護というような観点から、なかなか向こうから、そうした支援をお願いしますというような声がないと、中へ入っていけないというふうな、そういうこともございましたので、その中に行政も入って、あるいは関係団体も入って、いろんな情報を交換する中で、きちんと一人一人の障害者の方、あるいはお年寄りの方が災害時に、じゃあどうしたら救うことができるか、支援することができるかというふうなきめ細かな、そうしたプランを立てるところまでお手伝いがさせていただきたくないというふうに思っておりますので、間もなくそのことについてのプランが作成できることというふうに思いますので、そうした取り組みを進めていくことで、一人でも被害がなく、安全が保たれる、そうしたシステムづくりをしていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の財源、被害に遭った、そういうところに対する財源の問題ですけれども、これ査定をしていただきます。その査定をしていただく、そのことによって国の補助金が出てまいりますので、それには少し時間がかかります。京都府等も危険箇所等の土砂災害等の、そういうものもきちっと毎年パトロールする中で持っておられますし、そうしたところを優先的に注目していくと、町もそれに対して注意をしていくというふうな、そうしたお互いの連携の中で今後につきましても、災害の起きたところは、どういう形で、それを復旧していくのかという、そうしたことも含めた査定を受けた上での執行ということになりますので、それを待ちたいと思いますし、それには少し時間がかかるというふうに思います。

しかし、災害が起こって直ぐに府の方も飛んできていただいて、それらに対しての査定の業務に入っていただいておりますので、数も多く大変かと思っておりますけれども、そうした査定を待った上で取り組んでいただくようお願いしたいというふうに思っております。

それから、最後の丹後観光と織物活性化を問うという中身ですけれども、お互いに各自自治体、それから産官学で取り組む中で、今回、この着物つまりというのは、やはり丹工さんが中心になって丹工さんの事業の一つとして、ほかの団体も協力してやっていこうということで、ずっと長い間、続けてきておられるものでございます。それも中では、なかなか進展と申しますか、新しい試み、いろいろとファッションショーをしてみたり、いろんなイベントをしてみたり、それから、町外からのいろんな方に来ていただいて、毎年1,000人ほどですか、大変にぎわってはいるんですけれども、マンネリ化していると言え、そういうところもあるかと思っております。お互いにもう少し知恵を出し合って効果的な取り組みになりますような知恵を出していく必要があるかと思っておりますけれども、やはり継続することも一つの大きな力となりますので、そういったことも含めて関係機関との調整の中で、町も一定の支援をさせていただいていきたいというふうに考えております。

簡単ですけれども、以上で答弁とさせていただきます。

1 2 番 (多田正成) 温泉の個人の。

町 長 (太田貴美) 個人の温泉の活用につきましては、先ほど申し上げましたように個人としてお湯を持って帰られるという、今の条例の中での取り組みは、そのまま続けたいというふうにも思いますが、ここで町の職員が、それに当たってやっていくとかいうことになると、ざっと計算しましても4,000幾ら、200リッターのお湯を1トンタンク車で配送するという場合、時間的なこと、あるいは燃料、諸経費を含めますと5,000円弱かかります。そうなりますと、果たして採算的に考えますと、先ほど言われました1,000円が大体、採算的に合う金額なんですけれども、それ以上のことをしようと思いますと、それだけ持ち出しが多くなるということになりますので、これらを事業としてされるということになれば指定管理者が、そうしたことを事業としてやっていこうという、一つのビジネスとして考えていただくような方向で検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (森本敏軌) 多田議員。

1 2 番 (多田正成) はい、ありがとうございます。

それでは、3回目の質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、災害につきましては、そ

の事態が起きますと大変だろうと思います。そんな中で、例えば災害が予測されるときに、例えば建設業者、土建業者、専門家がおられるわけですけれども、そういうところへの協力依頼というのは、全くされていないのでしょうか。例えば、土のうの準備だとか、専門家ですから、土のうの準備だとか、あるいは事務所に作業員の方を待機させるとか、そういった協力依頼というのは、一体されていないのでしょうか。もし、そういうことがありましたら、やはり建設業者、土建業者との協力体制も常からやはり話し合っておいていただきたなというふうに思います。私の聞くところによりますと、旧加悦町では、やはりそういう体制が昔あったということで業者の方も、それを自覚しておられるというふうに私は思っておりますし、それに財源的や、いろんなことがありますので、問題があるならですけれども、もしそういう体制で敏速に行動ができるようなことだったら、やはりそういうことも常から考えておいていただきたなというふうに思っております。

次に、余り時間もありませんけれども、今回、独居老人の高齢者の安心・安全なんですけれども、今回、こういう例がございまして、お年寄りが独居で一人、暮らしておられまし、少しその方がは目が見えにくい状態です、台所に水が浸水していたと、だけれども、余り全体のことがちょっと見にくいものですから、わからなくて、そのまましておったんですけども、どこでどう間違ったのか、どこでどう知らせてもらったのか、わからんだけれども、明るる日の夕方に親戚の人が毛布を持ったりして、大変だそうになって、来なつた。ええってテレビ見ておって、横になっておたら、ええって言ってびっくりされて、その本人さんがびっくりされて、社協に聞いたということでもありますけれども、その間、社協の人でも民生委員の方でも、例えば、どうですかということがありましたかということがあると、一切なしに、いきなり親戚の方が心配して来られたと、それがおさまって、明るる日の10日の夕方ですから、もう大分たってからですけれども、そんなときに、そういう社協から聞いたと言うて来られて、こんなことかなという。ただ、その方が健全、健全というたらおかしいですけれども、健康で自分で判断されるような方だったら、すぐ友達に言うとか、親戚に言うとか、電話してちょっと助けてなということが言えるんでしょうけれども、ちょっとその方はひとり暮らしで目が不自由なために、そういう状況が起きておりましたので、ちょっとその辺も十分考慮して、どこが所管なのか、そういうときに目を向ける所管はどこなのかということも明確にしておいていただきたなというふうに思います。

次に、危険発生時のお知らせと避難場所ですけれども、それも今いう独居老人と高齢者の問題ですから、どの方がどういうふうに誘導をされるのかということも明確にしておいて上げてほしいなというふうに思っております。

4番目には、府や国へ災害の要請や要望をして、できるだけ財源をつくって直すというふうに今おっしゃったんですけれども、私は自己資金というのか、町単費がもっと投入されてやられるようなこともあるのではないかなというふうに思うんですが、ここに基金の台帳を見せていただきますと、どこからどういうふうに、そういったところから出されるのかなというふうに思っております。例えば財政調整期金だとか、地域振興基金だとかいうふうに基金がいろいろとあるわけですけれども、災害の対応基金みたいなものも、これから必要ではないなというふうに思いますので、今後、その辺の資金ができるだけ積み立てられて、こういったときに即対応できるような基金も積み立てていただきたなというふうに感じております。その辺も、また、できるかどうか

かわかりませんが、検討を願えたらというふうに思っております。

それと丹後観光の活性化ですけれども、先ほどいろいろと申し上げましたけれども、要するに観光キャンペーン協議会を含めて、ファッションウィークとの一体化が、今少し話が裏で持ち上がっております。そういったときに町の支援が大変重要になってきますので、広域的に話せるのは行政しかありません。そういう業界も広域で集まっておりますけれども、専門的に集まっているだけで全体像で集まるということは、やはり行政しかありませんので、行政にもっと、そこら辺をしっかりと確認していただいて、そういう話を煮詰めるような会議にしていきたいなど、そして、我々、民間人はですね、絶対にあすへの生活の糧になるようにならないと、ただ、1年に一遍そういう事業をしておるんだということでは、ただ、それはイベントにすぎないわけですし、やはりあすの商売につながったり、次への、次世代の道につながったりということ、どう仕組んでいくかということですから、広域的に話していただくのはやはり行政しかない、私は思っておりますので、その辺もよろしくお願いをいたします。

スタンドについては、大変、町長も細かく分析をしておられますけれども、私は町がやるとかやらんとかいう問題ではなしに、条例を改正していただいて、少し、この条例で、それができるのかどうか、私はわかりませんので、今の条例のままで、できるようでしたらいいんですが、もし条例改正をしないと、そういったことに取り組みないのかということもご答弁がいただけたらと思います。

以上です。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず、災害時の業者の件ですけれども、これにつきましては、それぞれ地域の振興課も建設課も含めた中で、ここの地区には、この業者にお願いしようというふうなことで、お互にそれは了解をした上でやっております。ただ、今回の場合には思わぬ、きちっと、そうした連絡がうまくいっていなかったのではないかとというふうに感じるんですけれども、町内の、町が指定したところが来てくれなかったの、区の方で町内の業者を頼んだというふうなところもございましたし、その辺の徹底には、やはり不備があったのではないかとというふうに思っております。今後につきましては、加悦町だけではなく、野田川のときも、そうした業者に前もって、台風のときあたりでも前もって土のうを幾ら用意しておいてくれ、土をどうしておいてくれ、そして、実際に災害が起こったときには区長さんにお尋ねして、どこの地点へ、どれだけのあれを持って行ってくれというふうな、お互いのやりとりの中で業者が持っていくという、そういうシステムにはなっておりますのが、それがうまく若干機能しなかったということだというふうに思って、それも、反省点の一つだというふうに思っております。

これにつきましても、やはり常々の、そうした連携というものが非常に大事なこととなりますし、先ほどおっしゃいました老人の方の例もございましたけれども、やはりもう少しきめ細かく一人一人に目が行き届くようなシステムをつくる、そうしたお手伝いをさせていただきたいと思ひまして、やはりそれをして担っていただくのは地元であり、そうした福祉関係の皆さんの協力を得ないと、なかなかできませんので、お互いに協力し合いながら一人でも不幸な方が出たり、事故が起こらないようにしていきたいというふうに考えております。

それから財源の問題ですけれども、災害用の財源をとということですが、それは、もうそ

うではなしに、財政調整基金の積み上がっている中から対応していくというのが、町の貯金でございまして、どこから出しましても、それらについては同じでございます。ですから、きちんと、やはり補助があったり、国が支援してくれるものについては、できるだけそういった、あれを利用させていただきたいと思ひますし、そうしたことで対応がしてまたりいというふうに思っております。

それから、確かにいろんな観光、あるいは、そういう織物をPRしていく、あるいは、実際に即した対応をしていく。ですから、今までとは大分違っているんじゃないかというふうに思っております。各自治体も、また、業者の方も、それぞれが、例えば、東京で開催してございましたファッションウィークにしましても、具体的にバイヤーの方が、その展示物を見て、そして、その中で商売が成立するような、そうした場を行政も協力してつくっていくというような方向に変わっておりますので、やはりそこで頑張つて、業者の方も頑張つていただいて、外へPRしていくと、これもそんなにすぐ成立するということというのは、なかなか難しいでしょうけれども、やはり丹後には、これだけいいものがあるんだということを、まず、都会の方に知つていただいて、その上で、それが商売につながっていくという、そういう一つのきっかけづくり、場づくりを行政も協力してやらせていただいているというふうに考えておりますので、それらも、うまく前へ進みますように、もう少し知恵を出さなければならぬところは、お互いに協議をしてやってまいりたいというふうに思っております。

前に比べれば、そういう点では突っ込んだ話が、それぞれの会議で持たれているのではないかというふうに感じておりますので、その点もご報告をさせていただきます。

1 2 番 (多田正成) もう1点、条例の改正が必要かどうか。

町 長 (太田貴美) そういう方向で進むとなれば、そういうことも考えなければならぬのかなというふうには思っておりますけれども、ちょっと今の私の状況、知識の中では、その辺、明確にお答えすることが、ちょっとできませんが、今の条例をフルに活用していただいて、商売に利用するというときには、やはりこれは条例を変えなければならぬというふうには思ひますので、その辺ちょっともう少し研究をやらせていただきたいと思ひます。

1 2 番 (多田正成) はい、終わります。

議 長 (森本敏軌) これで、多田正成議員の一般質問を終わります。

休憩します。10時45分再会します。

(休憩 午前10時31分)

(再開 午前10時45分)

議 長 (森本敏軌) 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

次に、6番、家城功議員の一般質問を許します。

家城議員。

6 番 (家城 功) 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

先ほどの多田議員の質問にも重複する点が多々あるかと思ひますが、確認も意味も含めまして現状や町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

私は事前通告のとおり集中豪雨等による水害対策について、また、かねてから何度も質問させていただいております自転車道の防犯灯の進捗度状況についてをお聞きいたします。台風や集中

豪雨による大きな被害はテレビや新聞などで毎年のように報告され、報道されております。ことしも8月9日の台風9号では各地で目を覆いたくなるような大きなつめ跡を残し、たくさんの被害が報告されました。中でも兵庫県佐用町では先ほど、町長のご答弁にもございましたが、死者18人、全壊家屋161棟初め2,000軒近い家屋が床下浸水よりひどい被害を受け、いまだ行方のわからない方もおられると報告されております。各地で被害されました方のご冥福、お見舞いを、この場をお借りいたしまして謹んで申し上げます。一日も早い復興を心より祈念いたすところでございます。

さて、当町では、この台風9号で死者や負傷者の報告はなかったものの、床上浸水が4件、床下浸水が159件の被害があったとお聞きいたしました。災害は突然やってくるものでございます。特に集中豪雨は一時的に想像もつかないくらいの量で降りつけ、一瞬にして河川や溝が氾濫したり、家屋に浸水したりして、対応に時間がない状況が起き、大きな被害につながる大惨事にもつながってしまいます。当町では平成16年の台風23号の被害も教訓の一つとして、平成19年に地域防災計画が策定され公表されました。第2章第3節では水害予防計画が、また、第3章第7節では水防計画が策定され、その中身としては水害予防計画の方針として河川や海岸等の危険箇所を把握し、府に整備、促進を要求するとともに、河川改修、排水事業、海岸保全等の防災事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図るとあります。また、水防計画の方針には、水防法に基づき水防体制を強化し、その活動が迅速かつ的確に実施されるよう必要な事項を定めるとあり、約10ページわたって計画が記されております。今回の水害においては、町職員の皆さんを初め消防団、各区長さん以下、区役員の方々、また、地域の多くの方に一生懸命に、中には夜を徹してまで対応に当たっていただき、大変ご苦勞であり、心から感謝しておるところでございます。しかしながら、被災された方は、また、かかわられた方の中には町の対応が遅過ぎる、段取りが悪い、また、各地区との連絡体制に問題があるのでは、被害者への対応に対して問題があるのでは、また、なぜ同じところがいつも被害に遭うのに、改善がなされないのかなどの苦情もお聞きいたしております。

そこで町長にお聞きいたします。一つ目、水防計画の方針には水防法の規定に基づき水防体制を強化し、その活動が迅速かつ的確に実施されるよう必要な事項を定めるとあり、約10ページにわたって計画が記されております。迅速かつ的確に対応は、今回の災害について、できていたのか、また、地域との連絡体制は万全にとれていたのか。二つ目、水害予防計画の方針として、河川や海岸等の危険箇所を把握し、府に整備促進を要請するとありますが、現在の把握状況と府に対しての要請はどこまで進んでいるのか、また、どこまで改善されているのか、お聞きいたします。

三つ目、河川改修、排水事業、海岸保全等の防災事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図るとありますが、町としての取り組みはどのようになっているのか。

四つ目、ことしも来年度予算の計画に当たっていくにわたって、各地区から要望が提出されます。当然、水害に遭われた箇所の改善要望も多くあると考えられます。最優先で早期に取り組むべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

五つ目、国の緊急対策交付金には、安心・安全の実現の項目があります。うまく活用すれば水害に備えて改善が図れる事業も多く取り組めるのではないかと考えますが、いかがお考えでしょ

うか。

六つ目、被害者に対する対応、後始末や消毒などです。また、その決まり、個人、法人の扱い方がどうなっているのか等、万全であるでしょうか。見直しの予定はないのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、集中豪雨による水害対策について、6項目お聞きいたします。

次に、自転車道の防犯にかかる進捗状況についてお聞きいたします。この自転車道の防犯については、かねてより何度も議会で質問させていただいております。また、お考えや取り組み、予定などもお聞きいたしております。この自転車道は、いつも申しておりますが、本来は京都府が観光の一環として、現在、加悦地区、道の駅から岩滝石田地区まで整備され、将来的には宮津市の方まで延長されるとお聞きしております。この道路では、地域の方が健康増進や生活のために歩行されたり、ときには子供たちや若いお母さんたちが遊んだり、散歩されたり、中高生の自転車通学にも利用されたりと、多くの方が利用され、活用されております。かつては事故や事件が発生したり、雑草が生い茂り、ごみが散乱したりと、決して安全で安心して気分よく利用できるとは言いきれませんでした。安全で安心して暮らせるということは、すべての町民の皆さんの願いであり、少しでもよりよい改善をしていくことが私たちの使命だと考えております。

さて、本年度には京都府のLED歩道照明事業が実施され、まず、野田川駅付近の自転車道に照明、もしくは誘導灯を整備するという答弁をお聞きいたしておりますが、このLED照明は寿命が非常に長く、消費電量も極めて少量であり、虫や植物に対して、余り影響もなく、しかも明るい場所では非常にすぐれた照明であるということをお聞きしております。今までは少し高価であり、なかなか家庭等では実用化も難しいと言われておりましたが、最近、ニュースでは価格もかなり安くなり、一般家庭でも従来の蛍光灯や電球からLED照明に切りかえる方が多くなったと報道されておりました。自転車道でも、これからは日没がだんだんと早くなります。危険な状態もふえると考えられることから一日も早い実施を望むところでございます。

そこで現在、整備に向けて進捗状況はどうなっているのでしょうか。設置時期や設置箇所、また、地域の方との協議、今後の予定など、計画はどうなっているのでしょうか。できる限り詳しくお聞かせいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 家城議員、ご質問の一番目、集中豪雨等による水害対策について、お答えいたします。さる8月9日から10日未明にかけての集中豪雨では、9日の夕方から雨足が強くなり、17時44分に京都府北部丹後地域に大雨洪水注意報が発令され、22時過ぎには京都府の水位観測所が設置されている堂谷橋で水位が水防団待機水位の2.3メートルを超え、2.6メートルに達したため、22時16分に総務課から消防団に警戒をお願いし、これとあわせて石川区、下山田区の区長に、その旨の連絡を行いました。その後、雨足が依然強くなる中、23時4分、丹後地域の大雨警報が発令されると同時に、災害警戒本部を設置して1号配備として関係職員の参集を指示いたしました。23時58分には土砂災害警戒情報が発令され、日付が変わった零時30分には洪水警報も発令され、警戒本部の体制を2号配備に切りかえ、消防団にも本部への参



集をお願いいたしました。その後も雨足は衰えず、1時を過ぎるころから河川増水や道路冠水情報が各地域から入る中、1時49分には災害警戒本部から災害対策本部の2号動員に切りかえております。消防団につきましても、加悦及び野田川方面隊は全団員、岩滝方面隊は本部と岩滝第一分団の出動を要請し、総勢180名の団員により各地域で土のう積み作業などの水防活動、交通整理、避難誘導の任に当たっていただきました。今回の集中豪雨においては、特に加悦奥川下流が危険であったことにより加悦地区と加悦奥地区に避難勧告を発令し、地域及び消防団と協力し加悦小学校、加悦地区公民館、加悦奥地区公民館の3カ所の避難所を開設し、14世帯、31名に避難していただきました。

以上が8月9日、10日の水防に関する概要でございます。議員の、迅速かつ的確に対応できたのか、地域との連携はとれていたのかとのご質問ですが、十分でなかった面もあろうかと思いますが、現体制において、できる限りの対応が行えたのではないかと考えております。特に水防任務に当たっていただいた消防団には地域防災のかなめとして活躍していただきました。地域との連携につきましては、一部の地域において災害警戒本部や対策本部設置の連絡ができていなかったこともあり、区との連携が十分にとれていなかった点もありました。今後は、その反省を踏まえて一層地域との十分な連携がとれるよう関係者から意見を聞いて、体制整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目、水害予防計画の方針として、河川や海岸等の危険箇所を把握し、府に整備促進を要請するとありますが、要請はどこまで進んでいるのか、どこまで改善されているのかとのご質問でございますが、水害防災予防計画の中では、特に重要な区域として香河川、岩屋川、加悦奥川が上げられていますが、このうち香河川につきましては、一定整備が完了しております。議員もご承知のとおり野田川水系整備計画の見直しにより人家被害の発生しやすい岩屋川、加悦奥川から整備を行う方針に改められました。町では、その整備方針に基づき、平成20年11月末に京都府はもとより近畿整備局、国土交通省、財務省に整備要望の活動を実施しております。現状は、加悦奥川については平成20年度から、岩屋川につきましては平成21年度から整備が実施される運びとなっております。河川の整備は下流から整備を行うことになっておりますから、一朝一夕には、その効果があらわれませんが、引き続き安心・安全の観点から要望活動を強め、一日も早く改修整備が完成できますよう、京都府とも調整を図っていききたいというふうに考えております。

次に、海岸保全については、与謝野町の海岸線は約3.5キロメートルありますが、砂浜は少なく、内海のため波浪等による侵食被害は今のところございません。また、高潮による浸水被害については、浜町区や東町区に調整池を設置したことにより、以前に比べて、その被害件数は少なくなっております。

次に、3点目の町としての維持管理の状況と、4点目の今回、水害のあった箇所の改善要望箇所の取り組みについてお答えいたします。平成16年に来襲いたしました台風23号以降、山からの土砂流出が著しく、町では人家に近い水路等の浚渫や災害に強い森づくり事業により既設の治山堰堤の浚渫などを行い、維持管理を努めている状況ですが、すべての箇所で万全な状況とはなっておりません。近年、地球温暖化の影響と思われる局地的なゲリラ豪雨により、先ごろの台風9号では、今まで発生しなかったところでも土砂流出が発生するなど、山の荒廃が一層進ん

でいるというふうに思われます。このため、町では災害復旧工事や予防的な水路整備に着手するとともに、土砂の流出を防止する治山砂防堰堤の設置についても京都府に要請し、整備をしていきたいというふうに考えております。与謝野町全域すべてを即座に解決することはできませんが、町民の皆様が安心して住んでいただけるまちづくりに一層励んでいきたいというふうに思います。

次に、5点目の国の緊急対策交付金を活用して改善をとのご提案でございますが、ご指摘のとおり交付金の対象事業に安全・安心の実現の項目がございます。現在までに交付決定のありました生活対策臨時交付金、経済対策臨時交付金の中には公民館等へのAED設置事業、新型インフルエンザ対策消耗品などの災害対策資機材整備事業、防火水槽などの消防施設整備事業、河川水路堆積土砂除去事業などもございまして、安心・安全の実現に努めているところでございます。また、交付額の決定しない交付金に公共投資臨時交付金がございますが、全体の枠は1.4兆円でございます。ただ、この交付金は公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図る、いわゆる国の補助事業の補助残に充当することを原則としておりますので、地方単独の防災対策事業に使用することは困難であるというふうに考えております。

次に、6点目の被災者に対する対応についてのご質問でございますが、災害により発生したごみ処理につきましては、与謝野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第20条に基づき手数料を免除いたしております。また、法人等の事業所であっても産業廃棄物などの最終処分場で受け入れられないものを除いては搬入を可能としております。また、トイレのくみ取りにつきましては、与謝野町災害し尿処理収集実施要項に基づき便槽全体の3分の1相当のくみ取り料を町が負担することとしております。消毒につきましては、住民環境課に連絡をいただきました罹災者、及び町の被害調査の結果に基づく世帯を対象に実施しております。今後、それらの基準等の見直しは特に考えておりませんが、仮に平成16年に、この地域で起こった台風23号のような大規模な災害に見舞われた場合には、この基準にとらわれずに柔軟な対応を行う必要があるというふうに考えております。

ご質問の2番目、自動車道の防犯に係る進捗状況はについてでございますが、最初に進捗状況、設置時期や場所についてお答えいたします。自転車道のLED歩道照明事業は、今年度から府民公募型安心・安全整備事業により工事に着手する計画となっております。当初は電気を利用し灯具をLED照明とする計画で進んでおりましたが、京都府の照明施設の取扱い維持管理費及び地球温暖化ガスの削減が図れる設備を選定することに変更となり、照明施設も太陽光発電により電力を蓄積し、LED灯具を装備したソーラーライトに変更となりました。また、設置場所につきましても、初年度においては野田川駅から府道下地、野田川停車場線となっていたものが堂谷橋まで延伸となったところでございます。このような状況ですので、京都府から当初の計画では秋ごろには設置の見込みであったのが、現在、いろいろなメーカーのソーラーライトを調査しているところであり、年度内には設置できるよう鋭意努力しているところであるというふうにお聞きをいたしております。次に、地域や農家との調整状況についてお答えいたします。既に地元の下山田区及び農事実行組合とは協議を終えておまして、午後10時前後には消灯することで事業全体の了解を得ておりますが、点灯時間帯をタイマーで1年を通じて同じ時間帯に設定しますが、夏と冬では暗くなる時間が異なるため、季節によって設定を変えることとしております。それでも天候によって早く暗くなったり不都合が生じることがあること。また、今回、独立したソーラ

ーライトに変更になったことによりタイマーの連結制御ができなくなり、一本ずつ手作業による制御設定になることから消灯時間に若干の差が出てくること等、この2点につきましては、改めて協議させていただき、ご理解を得たいというふうに考えております。

自転車道については年々、利用される方がふえている状況であり、今後も京都府はもとより沿線の皆様と十分調整し早期延伸に努力していきたいというふうに思っております。

以上で、家城議員ご質問の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 家城議員。

6 番（家城 功） 2回目の質問をさせていただきます。連絡体制については、反省も踏まえ、今後に生かしていきたいという報告がございました。ぜひとも反省を踏まえ、きちんとした連絡体制の中で少しでも被害が多くならないような体制をとっていただきたいと思います。その中で、連携という言葉の中で、私は今回の水害におきましても町職員の皆さんは当然のこと、消防団、区長さん以下、区役員の方々、地域の人、皆さんに対応に当たっていただき、本当に感謝しておりますところですが、その連携も大事ではないかと考えます。ある方のお話なんです、区役員として翌日、橋の上の泥や砂を後処理しているときに、町の車が何度も通り過ぎたと、その中で聞きたいこともあるし、できたらとまって、一言でも声を掛けてくれたらいいのになと思いつながら、全く声を掛けていただけなかったと、当然、前日から一晩じゅうの作業の疲れもあり、また、自分の職務も当然あると思います。そういった中で、お互いに地域のために一生懸命、後処理をさせていただいている方に、やはり町の職員さんも、もう少しの配慮が必要ではないかなと、それが、連絡体制もそうですが、連携につながる部分ではないかと考えておりますが、その辺の意識改革という部分について、町長にお考えをお聞きいたしたいと思っております。

次に、財政いろいろと厳しい状況ではある。また、補助金等の対象になる、ならないという部分も、先ほどの多田議員の質問でもお聞きさせていただきました。確かに厳しい状況であり、また、要望もされている中で、順序もあるという部分は十分理解できます。今回、当町では、けが人、また、死者等の報告はございませんでした。しかし、家が床上浸水をしたり、床下浸水をしたり、口では言うのは簡単ですが、被害に遭われた方にとっては大変なことであり、ご苦労であることだと思います。また、この水害というものにつきましては、先ほども言いましたが兵庫県佐用町においては多くの方が亡くなられ、行方不明の方も出られております。災害というのは予測できるものではございませんが、その最悪の事態を考えた中で、例えば、先ほども休憩時間に課長ともお話しておりましたが、溝、側溝等の水量の見直しだとか、また、改善されているべきところが改善されていなかったりとか、水量が対応できる側溝であっても出口がふさがりやすい箇所があったりとか、そういうふう把握をしていくことも大事ではないかと思っております。できる限り、人命にかかわるような事態にはなりませんでしたが、万が一に備え改善すべき点は改善すべきだと考えますが、再度、確認する意味でご答弁をお願いしたいと思っております。

また、地域の方への対応等につきましては、水害条例なり、ごみの処理条例、また、トイレの方もそうですが、こういうようなお話を聞いております。翌日、片づけをして出たごみを処理するときに、町では無料であるが、自分で搬入するようにと言われたと。片づけだけでも大変なときに、また、ごみを搬入するということは非常に困難であるのではないかと考えます。また、先ほども言いましたが独居老人や障害のある方など、不可能に等しい方もいるのではないかと思

ます。

また、浸水でいっぱいになった便槽を、くみ取りの3分の1が町が負担すると言われてましたが、前の週に取ったばかりの便槽がいっぱいになって、ほとんど水害で水がいっぱいになったというような方がおられますが、これも3分の1というのではなく、水害に遭われた方は一律無料にすべきではないかと考えます。また、トイレが氾濫したある法人の方が、消毒をしてほしいと町の方に申し入れをされましたが、個人、もしくは住居を伴う会社でない限り消毒はできないというような対応をされた。その中で法人と個人の工場と住居の区別等の必要性があるのか、また、その辺の対応に対して、ある方を通してお願いをすると、それなら行きますわというような対応もあったと、非常にあいまいであるのではないかというお話をお聞きしましたが、詳細な面でも一度、ぜひ改善をすべき点が多くあるのではないかと、再度、お考えをお聞きいたします。

自転車道につきましては、ことしに入ってから実質5カ月が経過しております。私の質問では、今年度に入ったらすぐ行うというような話の中で、今、ご答弁にもありましたように、照明の方法の仕方だとか、調整をしながらということで、本年度じゅうということでお聞きをいたしました。今からどんどん日が、日没が早くなり危険な状態も進んでいくと思います。また、今の時期ですと草木が生い茂り視界も悪い、通行の妨げになる箇所も多くあるのではないかと思います。

定期的な点検を京都府とも連携していただき、改善すべき点は速やかに改善していただき取り組んでいただきたいと思いますが、これも再度、確認する意味で町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

以上で、2回目を終わります。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回の災害に対しまして反省を踏まえて、この体制をきちっと再度、確認し合う、見直す、また、地域との連携、また、庁舎内の連携はもとより、そういうものが必要でないかと、確かに町で一人一人のお年寄りまで助けるというか、支援していくということは、これはとても無理な話でございますので、こういうときこそ地域での助け合いということが必要でないかというふうに思います。そういうものも含めて地域での孤立した人が出ないような、そうした取り組みにも町も配慮をしていく、支援をしていくという、そうした連携も今後、必要になろうと思います。その中で職員のお話も出ましたけれども、恐らく職員も前日から走り回って、目的を持って車で走っているのだと思いますので、非常にそういう中で声を掛けているという、そういう余裕もなかったんだというふうに思いますけれども、もし何か、そういう地域でも問題があれば、それはもうやはり遠慮なく、その町へ、地域振興課の方にもきちっと口頭でも結構でございますので、急ぐことであれば、そういう格好でお知らせいただく、それも情報をいただくということも大事だと思いますので、お互いにそういう形で協力し合うという、そして、一日でも早く復興するということが大事だと思いますので、そういう点はお互いに気をつけなければならない点かなど、改めて感じさせていただきました。

それから、おっしゃるように水路や側溝につきましても、当初予定しておりましたのが途中で変更になったり、あるいは、そのとおりのけれども、現実的には効率的でない、あるいはもう少し改善をすれば、もっとよくなるのにというような箇所がたくさんあるかと思っています。それらにつきましても、やはり区の方でまとめていただいて、それも恐らく相当な量になると思います

ので、その中から常襲浸水池であるとか、そういうところについては、やはり一段の目配りが必要かなというふうに思いますので、区を通じて上げていただく中で、町として精査して少しでもよくなるように、大きな費用をかけなくてもできる、工夫をすればできるような場所もあろうかと思っておりますので、それらを検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほども言われましたように、自分で搬入したりすることが非常に難しいトイレの件、消毒の件、いろいろと言われましたけれども、非常に受けとめる方にしましても、なかなか個人で、先週取ったばかりだからと言われましても、それをきちっとそうなのかというところまでやっていかないと、なかなか不公平がまた出てくる可能性がありますし、それを見きわめるといのは非常に難しいことでございます。いろいろと不足もあろうかと思っておりますけれども、やはり一定の、どなたにも同じような対応が、不公平感が生じないような形での対応というものを、もう少し研究させていただきたいなというふうに思いますし、その法人の方が消毒ができない云々という、ある方を通じて云々という、そういうことにならないように、やはりどなたが、どのようにされても町民の方が一律、そういう同じ施策といいますか、そういうことが受けられるような、そういうことをきちっとしたいなというふうに思います。ただ、本当にある意味、柔軟に対応しなければならない点もあろうかと思っておりますし、それらについては、やはりきちっとした不公平感の生じない中で、最も思われるものについては、やはりそうした判断も必要ときもあろうかと思っておりますが、基本的には町民の方に不公平感が生じないような形での対応がさせていただきたいと思っております。

テレビなんか見ているにしても、佐用町の件につきましても半壊と全壊と、その中間にあるようなところでの、見る人の判断によって非常に難しいと、もう1回見直ししてほしいということで、非常に多数の件数が上がってきたというふうなこともお聞きいたしております。そうしたものを査定すること自体、非常に難しいというふうに、どこかで線を引かなければなりませんので、難しいかと思っておりますけれども、でき得る限り皆さんに不公平感の生じないような、そういう判断を心がけていきたいというふうに思っております。

それから、最後、自転車道の件ですけれども、府がしていただく事業ですので、決して府は、これに対して積極的に応援していただいている、防犯という意味からも応援していただいているということで、若干その内容が変わりましたが、今後につきましても、もう一度きちっと確認をし、今年度中に仕上がることを、できるだけ、もう一度確認をとっていきたいというふうに思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 家城議員。

6 番（家城 功） 我々議員も、また、町長におかれましても、もちろん町職員の皆さんにおかれましても、町民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりをしていく、それを、その町をつくっていくことが仕事の一つだと考えております。そういった中で、いろんなラインの区切りをどの辺でするのか、そういった面も難しい部分も多々あるかとは思いますが、町民の皆さんが安全で安心して、なるべく文句の出ないようなまちづくりをしていくことが大切ではないかなと、そういった面でも、また、ごみの問題、トイレの問題につきましても、見直しがいただければと思います。また、職員の皆さんにおかれましても、日ごろから町のために一生懸命働いていただい

ておる。それは十分理解しております。しかしながら、町民の皆さんが求められている部分というのは、職員の皆さんが考えられている部分と違った部分もかなりあるのではないかなと思います。できていないことも多いのではないかなと思います。日ごろから業務を単なる仕事として取り組むのではなく、町民の皆さんの身になって、町民の皆さんの視線で、どうすれば町の皆さんが安全で安心な暮らしができるのではないかなと考えていただけるような思いで、職務に当たっていただければ、もっともっと町がよくなる。また、いろいろな、こういう災害が起こったときでも苦情や不満が少なくなっていくのではないかなと思います。そういった努力を、私たちが当然であります、地域の皆さんも当然協力もしていただけると思います。また、行政の方におかれましても、できるだけ配慮をいただければと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、家城議員がおっしゃったことは、非常に大事なことだと思っております。その通りがけにちょっと窓を開けてご苦労さんですという一言をかけるだけでも、町民の方の気持ちというのは和らぐのではないかなというふうに思います。そうした一つ一つのわずかな、お金のかからない非常に重要な、心を寄せるといいますか、そうした気持ちが大事だと思っておりますので、今後それらに向けて頑張ってまいりたいと思います。

議 長（森本敏軌） これで家城功議員の一般質問を終わります。

次に、4番、廣野安樹議員の一般質問を許します。

廣野議員。

4 番（廣野安樹） それでは、議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私は安心・安全のまちづくりで、リフレかやの風呂の再開をとということで質問をさせていただきます。安心・安全のまちづくりでリフレかやの里の風呂の再開はというのは少しおかしいのではないかなと思われる方もありますが、安心・安全のまちづくりは町長の公約でもあります。

最近、至るところでゲリラ豪雨が発生をし、先ほど多田議員、家城議員からも、この豪雨のことにつきましてはお質問がありました。私も台風9号で兵庫県の佐用町で大被害が発生をし、20名の方がお亡くなりになっておられます。心からご冥福をお祈り申し上げたいと思いますし、先日、激甚災害認定も受けられております。当町でも被害に遭われた方が多数あるわけですが、心からお見舞いを申し上げたいというように思っております。この災害に対し、徹夜でお世話になりました職員さん、また、消防団員さん、また、隣組や関係者の皆さんに心から御礼を申し上げたいと思います。

この台風9号、8月9日から10日の未明にかけて、この与謝野町にも大きな被害が発生をいたしました。与謝、滝地域でも大変な雨量を計測しております。当町では何か西側地域が非常にひどかったというようなこともお聞きをしております。災害箇所は河川が29カ所、道路が14カ所、橋梁が1カ所、計44カ所に115工区で被害が出たということもお聞きをしております。この9月の議会の補正の4号にも豪雨災害対策事業費8,417万5,000円、5号で命の里事業、これは新規でございますが4,761万5,000が計上されています。こうした被害は与謝野町全域で起きているように思いますが、特に山の崩壊、林道

の決壊などが特に多く、当町は76.2%が山に囲まれている町であり、山林整備は欠かすことのできない大切な事業の一つであるというように思っております。私たちの子供の時代には、このような被害は少なかったように思いますし、山の手入れも多くの方がやまどうし、枯れ木や雑草などを風呂で使ってわかすなど、生活の中に木は必要不可欠でありましたが、現状ではエネルギーが灯油、ガス、電気とかわったのが原因であるというように思います。そのために山の手入れに入ることがなくなり、山は荒れ放題になりました。下谷林道も山の手入れ、山林の植林などがしやすくなるために、林道の整備をしていただきました。現状では枯れ木や倒木が多く、特に個人の所有の山は荒れ放題になっていると言っても過言ではないようであります。先日の監査で与謝野家ノ奥谷で台風9号の被害を目のあたりにしました。水路は倒木、枯れ木で阻まれ、水道がかわり、水がえぐられ、すごい状況でありました。このような状況では被害が起きてもやむを得ないのではないかと思います、災害は一つでも少なく、また、最小限になるようにすることが安心・安全のまちづくりであるというように思います。

安心・安全は町民の生命と財産を守る一番大切なことであるというふうに思っておりますし、こうしたまちづくりが、これから一番重要な課題であるというようにも思っております。不況の中で、府が命の里事業を行っていますが、農業以外、山林を守ることで命が守られれば命の里事業として取り組むことができないのか、不況で、仕事がしたくても働く場所がない方も多数あるわけですが、山の手入れ、また、倒木などで専門的な経験が必要な方がよいとは思いますが、経験者とチームを組み、取り組むことで雇用の一役を買うのではないかとこのように思っております。倒木、枯れ木などとリサイクルすることにより、そのエネルギーをリフレかやの里の風呂の再開も可能になるのではないかとこのように思っております。もちろん風呂の釜も重油の施設から木材を燃やす釜と申しますか、ボイラーにかえることが必要であるということは思いますが、今まで5万人から6万人の入り込み客があったリフレかやの里を早期に再開することは、町の活性化に欠かすことのできない事業であるというように思っておりますし、多くの方が待ち望んでおられると思います。過日、リフレかやの里の再開の提案がされましたが否決となった。それにはやはり風呂の再開がなかった点であるというように思っております。

以上のことから、次の2点を町長にお伺いをいたします。

1点目は枯れ木の整備、倒木の整備で林道の被害も最小限に済むと思うし、人材の雇用にも大きく貢献できると思うが、新規の命の里府事業制度に対応できないのか、この点をお伺いしておきたいと思っておりますし、枯れ木や倒木をリサイクルし、リフレかやの里の風呂の燃料として利用し、風呂の再開はできないのか、この2点をお尋ねをし、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） お時間いただきまして、申しわけありません。

廣野議員さんご質問の安心・安全のまちづくりで、リフレかやの風呂の再開について、お答えいたします。議員ご指摘のとおり町内には台風や長年の風雪により倒木や枝折れが発生し、荒廃している山林は数多く存在し、また、山に対する意識が薄れ、境界もわからず放置されている山林も多くあり、荒廃が進む大きな要因となっているのではないかとこのように思っております。

町では職員が少なくとも年1回は台風シーズンの出水期を前に林道等のパトロールを行い、林

道上の倒木処理や、あるいは側溝等の清掃など、管理を行っているところでございますが、山林内には、なかなか手をつけられない、つけられていないというのが現状でございます。そもそも干ばつや下草刈りなど森林内をきちんと整備することで倒木や枯れ木を抑制でき、健全な森林へと成長するわけですが、町では合併後、計画的に地域や京都府等との連携をいたしまして、財産区や町行造林地等の間伐や竹林改良等を行っておりますものの、森林全体の62%を占める5,000ヘクタールの民有林につきましては、補助制度を活用して、みずから管理をお世話にならねばなりません。そこで本年度から一部補助率の引き上げを行って支援制度の拡充をいたしておりますが、人の生活スタイルの変化と相まって山への足が遠のき、民有林の管理や整備は、ほとんどできていないのが現状でございます。そうした中で、なかなか抜本的な解決には至っておりません。

そこで所有者にかわって、これら民有林の管理を担っていただける仕組みづくりを構築し、災害の防止や国土の保全、雇用の創出に結びつける施策が必要であろうかというふうに思っております。こうしたものは、国を挙げた大きな行政課題であるというふうに認識いたしております。

次に、2点目の、このような枯れ木や倒木をリサイクルし、リフレかやの里の風呂の燃料として利用し、風呂の再開ができないかについてお答えいたします。確かに当町は町域の4分の3を森林が占めておりますが、ご質問のような枯れ木や災害等で発生しました倒木だけを風呂燃料の供給源として成り立たせようと思えば、克服すべき多くの課題があるというふうに思っております。絶対量がどれだけあって、どのように集積し、どのような設備を整備し、どのような方法で燃焼させ、必要な熱量を確保するのか、そして、どのようなコストを必要とするのかなど、まだまだ未知数の課題が相当あり、実現は難しいのではないかとこのように思っております。竹などの利用等も含め、燃料を重油などに求めず、木材の再利用に求めることは、その仕組みづくりを含めて将来的には研究を進めていかなければならない分野だと思いますが、現在の施設に即、当てはめられるものではなく、これを利用したリフレのお風呂の再開は難しいものというふうに思っております。

以上、廣野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 今、お聞きしておりますと、ご回答いただきましてありがとうございます。

枯れ木や倒木ではちょっと難しいのではないかとこのようにすること。また、どれだけの全体量があるのか、また、コストがどれだけかかるのかというようにも課題があるというようにお聞きしておったわけでございますが、一つには、これもそうですが、今、一般廃棄物処理施設で、いわゆる木材や、いろんな焼却する燃料等、いわゆる植木の散髪した木なんかを燃やしておるわけでございますが、そうしたのもエネルギーとして利用すれば十分、私は可能ではないかというように思っております。やはり重油からかわって、こうしたエネルギーを利用するということは、やはりこれからCO<sub>2</sub>の排出と申しますか、やはり削減を目的として再利用ということが、今、盛んに言われておりますので、私はやはりこうしたエネルギーを大いに利用すべきではないかというように思っております。また、風呂の再開も難しいということをお聞きしましたが、ボイラーだけかえれば、僕は風呂の再開は早期にできるのではないかとこのように考えておりますし、ものの考え方で、やろうと思ったら私は早期に取り組める事業ではないかというよう



に思っておるわけでございます。そして、倒木や、また、山の手入れなんかは、何か今回の民主党のマニフェストの中にも、何か組み入れられており、若い方々の雇用を促進するんだというようなことも少しお聞きをしておりますので、政府がかわることによって取り組みも、また、かわってくるのではないかとこのように思っております。

それから、命の里事業として、僕は項目からいいまして、やはり災害を防ぐのも命の里事業ではないかというように思っておりますので、その点についてもどのようにお考えになっておるか、また、もしもあれやったら担当者の方がどういう項目で、これは取り入れておられるのか、今度の補正の予算の中に命の里事業として項目が上がっておりますので、その点についてもお聞きをしておきたいと思っております。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、いろいろとエネルギー利用の中で昔に返った、そういう使い方ということですが、材木を燃やすということによって出てくるCO<sub>2</sub>の量というのは、非常に大きいものがございます。それに、例えば旧野田川のときに焼却施設を5,000万円かけてつくりました。しかし、その府の基準、あるいは国の基準にダイオキシン対策だとか、そういうことがございまして、それは合わないということをつくって間もなく取り壊したいきさつもございます。ですから、やろうと思えばできますけれども、幾らでもお金をかければ、やろうと思えばできると思いますが、今回、このリフレの里で問題となりましたのは、やはり今までのやり方でやっていたのでは赤字が出ると、だから、そこで発想を変えて、あそこを再開することを優先的に考えた中でのご提案をさせていただいたというふうに思います。それもできるだけランニングコストのかからないようにということで、一番適切な指定管理者であるし、その事業内容についても今のところ最大限に利用した再開ができる。また、それもランニングコストも非常にかからないという、そういう判断基準の中で設定させていただきました。ですから、このことにつきましては、今後、先ほどの申し上げましたけれども、せんだってのある講演会で京大の川井先生という教授の話を聞きました。その方、スギについていろいろと利用を考えておられます。ただ、その材木もスギが非常に体にいい、アレルギー等を抑えたり、あるいはいやしがあったりという、そういうあれですけれども、なかなかそれを、じゃあどういうふうにご利用していくか、間伐材をどういうふうにご利用していくか。また、それを搬出して、加工施設といいますか、そのところへ持って行ってどうするかという、システムが、まだ、つくられつつある段階で、別に燃やすだけではなしに、そういうチップを利用して堆肥にしたり、あるいは緩衝材といいますか、道路なんかの中に織り込んだりとか、いろいろと研究がまだ、進んでいる段階でございますので、そうした中で、今すぐそれを活用してということにはならない、非常にまだ、研究を要することだというふうに思いますので、その点をご理解いただきたいと思っております。

それから、命の里事業につきましては、詳細につきましては、私もちょっと、余りよく存じないところが正直な話ですが、京都府が非常に力を入れてやっという、国の事業ですし、あれは綾部市が、そうした格好で取り組んでおられるようなことだと思います。与謝野町でもということが前もありましたけれども、なかなかこれに取り組むには非常に難しい点があって、ちょっと据え置いたようなこと今ちょっと思い出したんですけれども、詳細について、多分課長の方も、今、この通告にございませんでしたので、答えることが、的確に答えることができないと

思いますので、その点についてはちょっと答弁を控えさせていただきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 釜の話、また、いわゆるCO<sub>2</sub>の排出の問題というようなことをお聞きしたんですが、今現在、岩滝では釜で燃やしておるわけですね。そういったこともやっているところもありますので、そういった問題も私はクリアできるのではないかというように思っておるわけです。また、命の里事業につきましても、やはり命ということを上げておられることに関しましては、やはり食を守るのも、命の、もちろん大事なことでありますし、災害を守るのも私は命の里だというように思っておりますので、先ほども申し上げましたように、やはり雇用を促進する意味からも、やはり今度、新しい政府の方が、どのような形で出されるのかわかりませんが、もしもそういったことで未然に防げるような、災害が未然に防げるような倒木の処理をできるとかいうようなことがありましたら、取り組んでいただきたいと思いますし、先日も天の橋立を歩いておりますと、相当大きな材木が、大垣ですか、天の橋立の府中側に随分枯れ木はとともに流れてきておりました、それも目のあたりにしたところでもあります。あれも皆、どこからということはおわかりませんが、多分、この与謝野町の方から流れていった可能性も高いのではないかなというように思っております、阿蘇海の本当の汚染に大分迷惑をかけている状況であったというように思っておりますので、そうした点においても、やはり倒木の処理というものは早急に対応していく必要があるのではないかというように私は思っておりますので、この点についても何とか一つでも前向きの形で取り組み、また、雇用の促進にも結びつくような事業が町長として、もう一度していただけないのか、ちょっとこの点を最後にお聞きをして、終わりたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 決して森林の保全、あるいは、そうした手入れを整備をしていくことについては、非常に私自身、前向きに取り組んで、させていただいていると思っております。森林組合の会長といえますか、理事長もさせていただいている中で、いろいろと、この森林を整備することが山、川、里を守っていく、そういう大きな役目を担うところだというふうに思っていますし、先ほども申し上げましたように、非常に民有地の多い与謝野町でございます。その民有地の皆さん方に少しでも、そうした手入れをしていただきやすいように支援をさせていただく補助制度も設けております。そしてまた、森林、針葉樹を植えられる、そういうときには広葉樹を、その本数に応じて1割程度を無料で配布して森の中に植えていただくというような、そういう森を守る地道な作業ですけれども、少しずつですが、やはり理解をさせていただいて、そうした面積も広がってきております。ですから、これはもう長い、本当に100年以上かかるような、そういう取り組みですけれども、まずはできるところから少しでもやっつけようということで、森林の荒れたものが田畑に流れてくると、今度、土砂が川を汚し、海を汚すという結果になりますので、それらも含めて、まさしく循環型の、そうした環境を守る施策として非常に重要な課題ということで、町は取り組みをさせていただいておりますので、それらを理解していただき、多くの山をお持ちの方が協力していただけるように、それぞれの立場から、ぜひそうしたことを訴えていただいて、意識を持っていただくように、議員さんのお力も、ぜひお借りしたいなというふうに思っております。

4 番（廣野安樹） はい、ありがとうございました。終わります。

議長（森本敏軌） これで廣野安樹議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午後1時30分、再開します。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午後1時30分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、私は事前通告に基づき与謝野町の基幹産業である農林業の対策について、昨年3月議会に続き、再度、質問を行います。ご存じのようにアメリカ発の世界的金融経済危機を契機に、この地方の商工業も農業もサービス業も、かつてない厳しい局面に追い込まれています。今回の質問の趣旨は、町の対策として、これにどう立ち向かっていくのか、その基本姿勢について伺いたいと考えています。

先日、8月30日に行われた総選挙は戦後、長きにわたって第一党の座を占めてきた自民党が惨敗し、連立してきた公明党も大敗して、自民党、公明党政権がついに終わった日として日本の歴史に、日本の政治史に特記すべき日となりました。日本共産党は長年にわたり自民党政治と一貫して対決し、今回の総選挙でも自公政権を退場させようという訴え、これに奮闘してまいりました。その党として、今回の選挙結果を日本の政治を前に進める第一歩として、心から歓迎しています。小泉内閣以来の構造改革路線で雇用や社会保障を破壊し、国民から安心と希望を奪ってきた自公政権と正面から対決し、その悪政から国民の暮らしを守るために力を尽くしてまいりました。また、財界中心、日米軍事同盟絶対という自民党政治のゆがみを大もとからただし、ルールある経済社会、自主自立の平和外交を旗印にした、国民が主人公の日本を目指すことを主張してまいりました。この戦いが自公政権に終止符を打つ上で大きな役割を果たしことは疑いありません。民主党は300議席を超す議席を得ましたが、それは自公政権をやめさせようという風を集めたため、国民が民主党の路線や政策を評価したためではないのは選挙中の各種の世論調査結果などで明らかであります。民主党にはもともと自民党政治のゆがみを大もとからただす立場がありませんでした。日本共産党は今回の選挙で民主党中心の政権ができた場合、よいものには協力、悪いものにはきっぱり反対、問題点はただす、この建設的野党としての仕事をするを明らかにしてまいりました。

選挙結果を受けて、日本政治は新しい激動の局面に入ります。日本共産党の建設的野党としての役割が、ますます重要になると考えています。同時に日本共産党は自民党政治のゆがみの大もとをただしていく仕事にも足を踏みだし、歴史をさらに前進させるために国民の皆さんとともに力を尽くしていく決意であります。まだ、新政権ができておりませんが、民主党中心の政権ができることは明らかでありますので、このことを踏まえて質問をしたいと考えています。

さて、国民の食料を支えるべき国内の農業は衰退が続き、食料自給率は40%前後と、先進国では類例のない低水準に落ち込んだまま推移しています。農山漁村の崩壊が広がり集落の維持や国土の保全が危ぶまれる事態です。しかも米価など、農産物価格の暴落が続き、肥料などの価格

高騰も加わって政府がモデルとしてきた大規模農家も、もうやっつけていけない。これが現状であります。こうした事態は、歴代の自民党政権がアメリカや財界言いなりに国民の食料を際限なく海外に依存する政策をとり続けてきた結果であります。

特にWTO農業協定を受け入れた95年以後、農産物輸入が30%増加し、農業算出額は22%に匹敵する2兆円以上も減りました。小泉内閣以後、市場原理一辺倒の構造改革が強力に推進され、農産物輸入の一層の拡大、価格保障対策の放棄、画一的に規模拡大が押しつけられてまいりました。09年度の農業当初予算は2000年度と比べて9,300億円削減され、国の一般歳出に占める農業予算の比率が95年度の8%から09年、ことしの3.8%まで激減しています。このような農政を続けては農業と農村の崩壊に拍車がかかるのは必至であります。

昨年前半、世界の穀物需要がかつて逼迫し、穀物価格が市場最高値を更新し、世界的な食料危機に発展しました。その後、国際価格が一時的に低下したとはいえ、ことしに入り再び高騰を始めており、農水省も穀物価格の中長期的な値上がりは必至と予測をしています。世界は、食料は金さえ出せばいつでも輸入できるという時代ではなくなっているわけであり、このときに輸出大企業の大もうけを第一に、食料は安い外国からという考え方で農政を続けていたのでは、国民の生存基盤が根本から脅かされ、日本が立ちゆかなくなるのは明らかであります。第一次産業である農林、漁業を立て直し、食料自給率40%という危機的に状況から抜け出すことは、我が国にとって待ったなしの課題となっています。続発する食の安全を揺るがす事態の根本的な解決のためにも、食の海外依存からの脱却は欠かせません。それは圧倒的多数の国民の願いであるとともに、食料問題の解決が人類的に課題になっている、21世紀の国際社会に対する食料輸入大国日本の重大な責務であります。自公政権は世界的な食料危機に直面して自給率を50%に言い出しました。水田のフル活用を強調し、本年度の補正予算では1兆円を上回る規模の農業補助金を盛り込んでいます。しかし、昨年のWTO交渉では米を含め、農作物輸入のさらなる拡大に結びつく調整案を事実上受け入れ、工業分野の輸出拡大の犠牲を、またもや農業に押しつけようとしたわけであり、自給率を低下させてきた効率主義変調、市場原理一辺倒の農政も一切、変えようとしていません。ここに至っても大企業の利益を最優先にして、旧態依然の農政路線にしがみついた自民、公明政権に自給率の向上を実現する能力がないことは明らかだと思えます。

日本には温暖多雨な自然条件、すぐれた農業技術の蓄積、世界有数の漁場、世界第二位の経済力、安全・安心を求める消費者のニーズなど、農漁業を多面的に発展させる条件は十分にあります。必要なのは、こうした条件を全面的に生かす政治が求められていることです。農林漁業と農山漁村の再生は輸出偏重で内需が冷え込み、微弱な体質にされてきた日本経済を内需主導、持続可能な方向へ転換する上でも、また、国際課題である地球温暖化防止の角度から見ても不可欠な課題となっています。今日までの農業つぶしの政治を大もとから転換し、食料自給率の50%台への引き上げを国政の当面の最優先課題に位置づけ、その達成のために、次のような手だてを尽くすことが強く求められていると考えています。

一つ目に、農家が安心して生産に励めるように価格保障、所得保障を抜本的に充実させること。

二つ目、家族経営を維持し大規模経営も含む担い手育成で農地を保全すること。

三つ目は、WTO、FTA、EPAなどの自由化をストップさせ、各国の食料試験を保障する貿易ルールを追求すること。

四つ目に、食の安全と地域農業、農山漁村の再生を目指すこと。

五つ目は、森林、林業を再生し、山村の活性化を図ること等々であります。

それでは、質問に入りたいと思います。地域経済が深刻な事態にさらされている中で、本町の基幹産業である農業も、さきに述べたように、極めて深刻な事態に立たされています。商工業やサービス業など雇用情勢が厳しい中で、この農林業分野で仕事づくりを本格的にすべきではないかという世論も生まれています。現在、与謝野町が循環型農業の取組み初め、有害鳥獣対策など各種の支援策を行ってきていますが、現在、町の農業を取り巻く情勢は、一つは農地法改正の問題。二つ目、米価問題。三つ目、WTOミニマムアクセス米の問題。四つ目、日米FTA自由貿易協定問題や日豪EPA経済連携協定問題など、避けられない重大な問題が山積をしています。これらをどのように考えておられるのか、まず、初めに見解をお伺いしたいと思っています。

また、5年後、10年後を射程に入れた農林業を考えたとき、大変大きな不安、いや危機感を私は抱いています。自民党政府の従来の政策転換を日本農業を守ると言って登場してきた民主党新政権にはっきりと要望をすべきではないでしょうか。

最後に、当面、町の農業と、それを支えている農家を、どのように守り発展させようとしているのか、この対応方針について伺いたいと思います。

以上で、私の第1回目の一般質問を終わります。

議 長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員のご質問の農林業対策についてお答えいたします。

ご質問の中で、農林業分野で仕事づくりを本格的にすべきではないかという、そうした期待や流れがあるというふうなご指摘がございましたが、そのとおりだというふうに思っております。この流れの一つとして農業の第6次産業化が提唱されております。そもそも農業は産業分類では第一産業に分類され、農畜産物の生産を行うものとされておりますが、第6次産業とは農畜産物の生産だけではなく、第2次産業である食品加工、第3次産業である流通や販売にも農業者が主体的、かつ総合的にかかわることによって、加工賃や流通手数料などの、今まで第2次、第3次産業の事業者が得ていた付加価値を農業者自身が得ることによって、農業を活性化させようというもので、1次掛ける2次掛ける3次イコール6次で、第6次産業と呼ばれているものでございます。

第6次産業にまつわる本町の取組みとしましては、京の豆っこ米が上げられるというふうに思っています。イトーヨーカ堂の例では、第1次産業で生産された豆っこ米が、第2次産業であるパールライスで精米加工され、第3次産業であるイトーヨーカ堂で販売されています。従来でしたら、生産者は集荷業者に米をおさめて商売か完結いたしました。イトーヨーカ堂の場合はバイヤーと農業者との面談や農業者が店頭で販売促進活動をするなど、米の生産から消費者に届けるまでの課程で生じる課題などを農業者も含めた関係者が共有する仕組みづくりが展開されております。この取引も緒についた段階で農業者が流通や販売の分野に主体的にかかわるところまでは至っておりませんが、こうした取組みは農業者の経営の可能性を広げる大きなチャンスであると、展望を持ってとらえております。そのほかにも与謝野町産米を使用する冷凍米飯加工施設の取組みや大豆を生産する農業法人と京都府かやの里との連携が行われておりますし、林業分野では木材の

燃料資源化などの模索も始まっております。このように本町においては、農林業分野からの仕事づくりについて、社会情勢の変化を受けて、今まで以上に積極的、かつ深い議論がされ、実態も芽生え始めていると言えます。町といたしましても、農林業の第6次産業化について、特に第3次産業分野である消費者への情報発信、販売促進等に対し、積極的に施策を展開してまいりたいというふうに考えております。

次に、農林業分野での仕事づくりについて、幾つかの問題に関連して民主党支持政権に要望すべきではないか。その見解をとのことでございますが、新政権が正式に発足をいたしておりませんので、民主党のマニフェストに照らして見解を申し上げたいというふうに思います。まず、1点目の農地法改正の問題でございます。この改正は食料の安定供給の確保に資することを目的とし、農業への新規参入を促し、耕作放棄地拡大に歯どめをかけるのが主なねらいとされております。民主党は当分の間は現行農地制度の基本的構造を維持するとしており、方向性は改正農地法に沿ったものであろうというふうに考えております。この改正農地法により企業の無秩序な農業参入により地域農業に悪影響を及ぼすのではないかとこの意見もありますが、地域における農業経営の取組みを阻害しないための措置も設定されておりますし、企業参入や農業生産法人設立などの規制緩和については、プラスの可能性も含んでいる面もあるのではないかとこのように思います。いずれにせよ、法に基づくことでありますので、法の精神に沿って効果的に対応すべきであり、同時に農業委員会における健全な法運用についての監視や、チェック機能の発揮もお願いしなければならないというふうに考えております。

次に、2点目の米価問題でございます。低迷を続ける米価の問題は水田農業が主体の、本町にとりまして最も深刻、かつ重要な問題でございます。民主党は米など販売価格が、生産費を下回る農産物を対象にした農業者個別所得保障制度を実施するとしております。また、米をつくらせない現行の生産調整を廃止するとも示されており、これらについては農政において大きく方向が転換する、注目される施策でありますので、本町としましても推移を見ながら慎重に対応していきたいというふうに考えております。

次に、3点目のWTOとミニマムアクセス米の問題でございます。WTO、すなわち世界貿易機関は国際貿易に関するルールを取り扱う国際機関であり、ミニマムアクセスは1993年のガットウルグアイラウンド農業合意において定められました農産物の最低輸入量を指しておりますが、ねらいは日本における米などのように高関税による事実上の輸入禁止措置を撤廃することが目的とされており、2009年度のミニマムアクセス米は76.7万トンに及んでいます。昨年、問題となりました汚染米は、このミニマムアクセス米として輸入されたものであります。WTO農業交渉では、2001年からドーバーラウンド多角的通商交渉として展開されておりますが、そもそもWTO農業交渉は日本における米などの輸入自由化が目的であり、民主党は、そのドーバーラウンドの早期妥結を目指すとされておりますが、今後の動向については予断を許さない厳しい状況にあるのではないかとこのように受けとめております。

次に、4点目の日米FTA問題や日豪EPA問題でございます。FTAはお互いの国のものやサービスの貿易自由化を行う協定のことで、EPAは、そのFTAを柱に、投資の自由化、人的交流の拡大など、幅広く経済関係を強化するのが、その目的とされております。すなわち日米FTAは日本とアメリカの間での自由貿易協定で、日豪EPAは日本とオーストラリア間の経済連

携協定でございます。アメリカ、オーストラリアとも農業大国ですので、日本の農業に与える影響は多大なものがあると懸念されており、とりわけ日米F T Aについては、米を含む農業がF T Aの中心であるとアメリカは主張し、米は壊滅的な打撃を受けるとも言われております。これに関して民主党は、アメリカとの間で自由貿易協定F T Aの交渉を推進するが、その際には国内農業の振興を損なうことは行わないというふうにされており、これらの貿易に関する問題につきましては、さまざまな見方、意見がありますので、見解については差し控えさせていただきますが、今後の動向については注視することが必要であるというふうに考えております。

最後に当面、町の農業と、それを支える農家をどのように守り発展させようとしているのか、その対応、方針についてのご質問でございますが、国際社会のルールづくりや、世界的な不況など大きなうねりの中ではありますが、当町といたしましては、当面、当町の主要品目である米について冒頭に申し上げましてとおり、京の豆っこ米の取組みを第6次産業化へ発展させることを主たる目的に掲げ、農業振興を図ってまいりたいというふうに考えております。そうする中で、与謝野町という産地を売り込むことができ、米以外の分野にも新しい相乗効果が発揮できるのではないかとこのように考えており、これらを推進することにより農業所得の向上と後継者の育成にも展望を持って臨むことができるのではないかとこのように考えております。

以上、民主党新政権を受けてのご質問でございますが、今の段階で大変重要な事柄について、先を予見して軽々に申し上げるべきことではないというふうに思っております。しかしながら、期待を申し上げますならば、国際的にも国内的にも農業に閉塞感があるのは米価の問題一つとっても言えることだというふうに思いますので、農家、農業者にとってよい方向に向かうことを期待いたしております。

以上で、伊藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 非常に丁寧な答弁をいただいたと思っておりますが、幾つか今の答弁に関係してですね、項目立てて事前通告をしていましたので、ほぼそれに基づいた形の第2質問になると思いますが、述べておきたいと思っております。

一つ目は、農地法の改正が行われたと、強行された経過があるわけですが、問題は町長自身も答弁の中でありましたけれども、政府答弁、あれ審議の経過で政府答弁は耕作放棄地をなくすと、そのために企業参入を進めていくという、簡単に言えば、そういう答弁を非常に露骨な形でやっていたというふうに思っています。問題は、なぜ耕作放棄地が生まれたのかということが、私は、たくさん時間ありませんから簡単に言いますが、政府が、なぜそういうことを放置してきたか、つくり出した原因は何なのか、このことが非常に受けとめが悪いというか、全くその気になっていないと、原因追及をね、解明する立場に立っていないということが言えると思います。

もちろん論議の中で、うちの共産党の議員も、このことを委員会審議の中で、国会審議の中で解明して、なかば認められた部分もあるわけですが、ここが非常に大きな問題だというふうに思います。これは皆さん、担当課の方ではよくわかっていると思いますが、最大の要因は価格がどんどん下がってきていると、後でちょっとまた、申し上げると思いますが、農業者の所得というのは、課長はよくご存じだと思うんですが、1992年から15年間で半減したんです。所得は半分になっているんです、15年間たってね。こんなことは当然、また、申し上げますが、後

継者もできないし、農業意欲なんてわきっこないですよ。だから、そういうリアルな現状を持つておく必要があるというふうに思っています。ですから、農地法の改正問題では、その問題と町長答弁の中で触れられていましたが、企業参入の問題です。企業参入の問題は、簡単に言ってですね、この間、大手、準大手も含めて、かなりの大きな企業がアグリビジネスということで日本の農業の中に参入しています。しかし、それが多くのところでという言い方をするとオーバーになりますが、40数カ所で撤退をしています。撤退した結果、どうなっているかということ、その土地は何ら責任を持っていない。このことを指摘しておきたいと思っています。ですから、後は野となれ山となれのね、もうかればやるけれども、もうからなければやらないという、全く理不尽な問題が発生しているということを言わなければなりません。

それから、二つ目の米価問題ですね、米価問題については、これはあれですから、去年の3月議会で、かなりやりましたので、もう繰り返しません、大変な値段になっていることは、非常にわかりやすい言い方をすると、ペットボトルに米を詰めたら、水のペットボトルと、どっちが高いか、水の方が高かったというお話が、よく言われるとおりです。179円ですよ、時給が。ですから、そこが非常に、私は大きな問題があるというふうに思っておりまして、関連で、その今、順番は、私の質問する順番が、がたがたになるかわかりませんが、述べておきたいと思っっているんですが、政府は自給率を上げると言うことを言って、農業基本法なんかの改正を行いました。これは大分前ですね、その結果、どうなったか、簡単に言うと、先ほど言いましたように、農業所得は半減したと、15年間で、時給が一方で、農家の時給が179円というところまで落ち込んだわけですね。このことは昨年も述べたとおりですが、非常に重大な問題を起こして、これが今、言うように、後継者が育たない。それから、意欲がわかないと、こういう構造をつくり出してきているという点を受けとめる必要があると。私はここがね、その二つの問題が、最後に言った二つの問題が、今後の農業経営、それから、町でやる農業経営を本格的に、やっぱり行け行けどんどんとは言わなくても、構築していく上で非常に大事な側面なんだという点を十分理解いただきたいと思っています。

次に、輸入問題ですね、WTO、全部まとめて言いますね。WTOとFTA、EPAがずっとあります。町長が説明されたとおりでして、問題は輸入をしなければならないのではないというふうに多くの国民も農家もだまされ続けてきたということですね。WTOが始まってから、かなり時間がたっていて、目標値をですね、言われた目標値をやらねばならない。よその国を見てないんですね。日本という国は勝手なもので、グローバルだと言って、国際化だと言いながら、よその国でできておることを明らかにしないと、マスメディアを封鎖するんですよ、だからわからない。よその国は、ほとんど入れていない国々がかなりあるわけですね。それから理不尽なことがね、例えば、アメリカが関税率をかけていますよね、アメリカ。日本の関税率をかけている、どっちが高いかといったらね、日本の方があれなんですよ、大きな関税率をかけられるんです。アメリカは自由にどんどん売らなあかんから安いんです。これはもう課長は知っているとおりです。だから、そういうことがまかり通っているんです。ですから、大金持ちというか、いいなりになっていると、日本政府は、アメリカいいなりにという点を指摘しておきたいと思っています。

それから、あともう1点、お伺いしておきたいのは、先ほど、町長も少し触れかけた答弁をしておりましたが、民主党さんが政権を取られるということは、もう時間の問題で、あと数日もす



れば民主党を中心とした政権ができるということです。そのことで、私は心配なのは、選挙公約の中で民主党のマニフェストでは、FTA問題、日米のFTA問題で大きな公約を第1回掲げた上で、再度調整をしてくれています。それは簡単に言うと、協議を促進すると、このFTAの協議は行いますということを行っているわけですね。当初は、それは締結するところまでいっていたと思っています。ところが総スカンを食ったためにしています。ここが問題なんですね、仮に、この中で町長の答弁の中にあつたようですが、農業は対象外だということを言っているんですね。これもまた、探さんなんと思えますが、数年前に、この問題はアメリカの担当者が、どういっているかということなんです。それはちょっとまた、ようけ探さんなんですね。簡単に言えば、ごめんさいね。資料が見当たらないので簡単に言いますが、簡単に言うとね、アメリカの担当者はですよ、その交渉担当者は農業は避けられんと、対象になるのは当たり前だということを行っているんです。ですから、民主党さんが言っているのは、悪気はないと思うんだけど、そうさせたいと思っていらっしゃるのかもしれないけれども、しかし、その側面をしっかり受けとめなければ大きな問題が出てくると、米に至っては、生産量は現在の82%ぐらいまで下がるだろうということが言われていますし、穀物は全体で48%下がると、こういうデータも、その日米の、いわゆる経済の関係会議があるんですが、その資料の検証のデータでは、そういう数字を示しています。

それから、次にそういった問題がありまして。たくさん私が、これをしゃべっておってもあれですが、もういいでしょう。

最後に町長は答弁いただいたことの中で、気になる点を幾つかお尋ねしておきたいというふうに思っています。最後のお話で豆っこ米を非常に頑張って普及して成功させると、事業を。これは僕は賛成なんですけれども、その答弁の中で、それ以外にまた、豆っこブランドが普及させて、新たな波及効果を考えているみたいなニュアンスで答弁がありました。これは例えば、どういうことを指して言っているのかという点を、これも最後で結構ですが、お伺いしておきたいというふうに思っています、具体的になっているのであれば、雰囲気でも結構ですし、以上で第2回目の質問を終わります。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 非常に、まだ、私自身が新政権を担われる民主党さんの、そのマニフェストそのものをきっちりと理解してないような状況の中での答弁になってしまうわけですが、全体的に、先ほど申しあげましたように、今後、まだ、どういう状況になっていくか、非常になかなか予見できない状況の中で、町としましては、どういう状況になっても与謝野町の農業者の立場を守る。また、そうした農業が発展していくような方向で、できるだけと言いますよりも、そういう方向で頑張って取り組んでいきたいというふうに思っております。そうした中で、町として独自の施策が必要ならば、そうしたことも農業者の皆さんとの協議の中で、構築していく必要があるかというふうに思っております。最後に言われました豆っこ米の取組みもですけれども、この豆っこを利用した、肥料を利用したいろんな作物、例えば、先ほど申しあげましたように、与謝野町産の大豆でお豆腐をつくると、そのお豆腐が、もう既にシルクパウダー等を入れた本当のシルクのお豆腐が、もう開発されております。実際にそれは販売もされております。そうしたことが生まれてきたり、また、いろいろとほかにも、そうした目が出てきていると思いますので、

町の基本的な姿勢としては米、お米だけではなく、そのほかのものにも波及をしてきているという意味で、それらについても支援がしていきたいというふうに思っております。

せんだって京都の高島屋でKBSラジオの取組みの中で、全国のエコな取組みをしている百選の中に、100の中に、この京の豆っこ米の取組みが選ばれました。それらに対して知事、京都市長、そして私、そして京大の先生、そしてもう一人は来年、開催されますところでのデンマークの大使等が集まりましてフォーラムをさせていただき、京の豆っこ米の宣伝をさせていただいたんですけども、会場の皆さんの雰囲気は、やはり食味ランキングA、魚沼産とかかわらないコシヒカリだということ、まず、驚かれたことと、そうしたことが地産地消で学校の給食等に使われているということで、非常に大きな反響をいただいて、その後、どこでそれは売っているんだとか、どこへ行けば、それは食べられるんだとか、非常にそういう問い合わせも来ているということで、販売をされている皆さんからの、そういう反響があったということでお聞きもいたしております。ということは、やはり安心・安全な食ということに対して、多くの国民の皆さんが、そうしたものを希望しておられる。そうしたことを先進的に取組んでいる与謝野町がクローズアップされたんだと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、商工業すべても言えることかと思っておりますけれども、第1次産業、第2次産業、第3次産業が一緒になって売りまで、与謝野町産米のブランド米として売っていくという、そういうシステムづくりができれば、今以上に活気が出てくるのではないかというふうに思いますし、特色ある、そうした農業について、やっとならばと緒についたところでございますので、そうしたシステムづくりも含めて、町は応援がしていきたいというふうに考えております。

中途半端な答弁になりましたけれども、以上で答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 答弁をいただいて、私、先ほどの質問の中で漏れた点もありましたので、同じようなことを若干繰り返すかと思いますが、お願いしたいと思っております。一つは、いわゆるWTOで、大きな輸入負担を、輸入による大きなあれがあったんですが、例のカビ米ですね、これは大変だというだけではないですね、問題はカビ米問題で、私は非常に大きな問題だと思ったのは、あれの管理、処理、対応に莫大な予算がかかっているという問題ですよね。あんなものを、余分なものを入れながら、それに管理費にむちゃくちゃな金がかかっていると、時間がありませんからそのぐらいにします。

次、もう一つは、これはもうさっき言いましたので省略します。

FTA、それから、EBA、これの・・・がね、完全撤廃、税率ね。完全撤廃をされた場合に、日本の自給率はどのくらいなるかという試算ですよ、12%ですって。大変なことになるということですし、それから、もう一つはですね、私、今、農地法の問題でちょっと言い忘れたのですが、いかに日本の農業が食べ物にされているかということは、今まででもそうですし、これからもそういうねらいが行われてきたわけですけども、例えば、トヨタの売上と米の総算出額ですね、これを比較をしてみましたときにですね、これは政府統計です。94年では10兆7、200億円のトヨタ、それが2006年には23兆9、600億円になります。それから、一方、米は3兆8、200億円から1兆6、100億円、このように激減、まさに格差は3倍前後から13倍に拡大しているという点をしておきたいと思っております。

時間がありませんから、もう一つ最後に、日本の農業は非常にすばらしい条件のもとにというよりも努力でつくり上げられてきているという点をしゃべって皆さんに、そして確信にしてほしいというのは、豆っこを持っているわけですから、それは簡単に言います、1ヘクタール当たり何人の人を養えるかを見てみますと、日本の生産力というのは10.5人ですって、アメリカは0.8人、イギリス2.6人、フランス2.9人、ドイツは4.5人、もちろんほかの・・・か、時間がありませんから、これで終わるようにします。ありがとうございました。

議長（森本敏軌） これで伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

次に、8番、浪江郁雄議員の一般質問を許します。

浪江議員。

8番（浪江郁雄） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は危機管理の観点から、被災者支援システムの活用についてと、新型インフルエンザ対策についてを質問いたします。

初めに被災者支援システムの活用についてですが、ここ数年、各地で震災や台風を初め、さまざまな災害が多数発生しております。さきの台風9号によります局地的な大雨では、与謝野町にも多大な災害をもたらし、多くの方が被害に遭われたところであります。地球温暖化による異常気象であると言われておりますが、今後もこういった災害がいつ、どこで起きてもおかしくない。また、こういった状況が今後も続いていくというふうに認識しているところであります。こうした中、自治体にとっての危機管理という問題が重要視され、防災計画などの各種計画の策定や備蓄物資の確保など、さまざまな対応がなされているところであり、与謝野町におきましても、そうであると認識しているところであります。しかし、これらの対策を有効にするための条件は情報の収集、分析と活用、つまり「情報の集約なくして危機管理は遂行できない」ということであります。これは14年前の阪神大震災で被災を受けた西宮市の情報システム課課長の吉田稔氏が、2年前の論文で述べられておられた言葉であります。

そして、吉田氏は同論文で危機管理における適切な意思決定や、資源配分のすべての基礎は、情報の把握と一元化にかかっており、これに失敗したときには混乱は助長され、状況は加速度的に混迷の度合いを深めることになるとも述べられております。

今回、取り上げました被災者支援システムは、この西宮市が開発し、総務省の外郭団体である財団法人地方自治情報センターが実施しております、地方公共業務用プログラムライブラリーに第1号として登録されました。このプログラムライブラリーとは、地方公共団体が電子自治体の推進に当たり、住民サービスの業務処理プログラムや行政評価、文書管理などの内部管理業務処理プログラムを整備する場合、個々に開発にすると業務量や財政的にも非常に重い負担となることから、地方公共団体が作成したプログラムを登録、管理して、他の地方公共団体が有効に活用できるようにするため提供しているものです。

すなわち、このシステム自体は無償で入手でき活用することができます。第1号に登録されました理由は、被災地の公共団体しか得られないような災害時の教訓を折り込み、かつ情報化のノウハウを生かした唯一のシステムであった点が高く評価されたためであります。

また、ライブラリーの登録に当たり、汎用ウェブシステムとして、全国の地方公共団体で利用できるようオープンソースを駆使した必要最小限の機器やソフトで稼働できるように改修されて

おります。また、二つの地方公共団体での実証実験を通して、使い勝手の面でも大きく向上をされています。

ここで被災者支援システムについて、その概要を紹介させていただきます。

まず、特色としまして、一つ目に震災を経験したシステムであり、災害支援にかかる被災者支援業務の軽減を図るものであります。

二つ目には、震災発生から順次必要となる機能をサブシステムとして提供することができます。

三つ目には、先ほども述べましたが、フリーソフトを利用し、ほとんど経費のかからないシステムを構築しているところであります。

四つ目には、すべて西宮市の自己開発システムでソースコード、いわゆる設計図ですが、含めてすべて公開しておりますので、利用者の要望に合わせて、自由にカスタマイズすることができます。

五つ目には、システムの立ち上げが短時間で可能であります。例えば、システムの起動までの所要時間は、災害発生時前日データと本システムのインストールディスクがあれば半日程度で可能ということであります。

以上が特色でございますが、2番目に述べましたサブシステムについて、概要を紹介させていただきます。

この被災者支援システムというのが、まず中核にあります。この特徴としましては、被災者の属性情報を管理する被災者台帳、災害を受けた家屋属性情報を管理する被災家屋台帳の二つのシステムで構成されており、刻一刻と変化する被災者の状況や家屋被害状況を記録更新することができるようになっております。

また、被災者の罹災証明書、被災家屋の所有者への被災家屋証明書の発行はもとより、さまざまな義援金の給付や生活支援金の貸付管理など、被災者支援に係る各種支援制度の管理も行います。

この証明書は、各自治体の独自様式に対応した自由設計が可能な仕組みにしており、支援制度は自治体の上乗せ給付など、独自のメニューの登録も可能であります。そして、被害状況の集計など、基礎的な統計情報のプリントはもとより、汎用性の高いCSV形式によるデータ出力機能を可能としておりますので、自由に過去を分析ができます。この点は、その他のシステムにも共通しているところであります。

被災者支援システムのサブシステムには幾つか用意されており、例えば、避難所関連システムがあり、これは災害直後に開設する避難所の設置情報と避難者の入退所情報を管理いたします。避難者の入退所情報は、インフラが破壊された避難者でもパソコンがあれば簡単に記録更新できるよう別システムとなっております。避難者からのデータ収集は、消防庁の安否情報の収集様式をそのまま活用し、被災者ごとの個別情報について、公開の可否を細かく設定することができますので、被災者の意向に基づいた安否情報の公開が可能となっております。

そして、それぞれの避難所で記録更新された被災者のデータは転送、もしくは物理的な運搬によって災害対策本部に集約し、避難所関連システムに取り込みます。また、避難所のデータをそのまま消防庁の安否情報システムへの提供が可能となっております。

次に、緊急物資管理システムは、災害時に全国から大量に寄せられる救援物資などを保管場所

別、品目別に数量を迅速に登録することができます。そして、避難所ごとの避難者数、ボランティア数などの情報に基づき在庫一覧を確認しながら、避難所への物資配布計画を立てることが可能になります。その上、避難者情報には、乳児やご高齢の方、食事のみ提供などの情報が記録されますので、きめ細かい配布計画も可能となっております。この配布計画に基づき配布先、分類、品目、数量、配送担当者などへの情報を登録し、配送担当者への出庫指示書、避難所担当者への出庫証明をプリントすることができます。これにより配送担当者が指示書に基づいて、各保管場所に必要な物資を入手し、避難所へ物資をお届けいたします。

また、仮設住宅管理システムは、災害で家を失われた方に提供する仮設住宅の部屋数や入居可能人数を管理し、入居希望者の登録、抽せん、入退去管理を行うことができます。仮設住宅の管理は、設置された仮設住宅ごとに棟番号、部屋番号、入居日など、細かく設定することができ、被災者からの申し込みに対応いたします。また、仮設住宅ごとに空き室情報や、入退去の履歴を参照することができますので、再募集を行う際の資料として活用することができます。

また、犠牲者遺族管理システムは、災害でお亡くなりになられた方や、行方不明者及びご遺族の情報などを管理し、犠牲者名簿の作成や、ご遺族への通知、連絡を支援するシステムです。被災者支援システムから刻々と変化する犠牲者、行方不明者の情報を収集し登録いたします。ご遺族の情報は、被災者支援システムから取り込むことができますし、また個別に収集した情報を登録することも可能となっております。登録したデータから犠牲者名簿、ご遺族名簿をプリントすることができ、追悼式、慰霊祭等に必要となる名簿、あて名作成用のデータ出力も可能となっております。

このほかにも、倒壊家屋管理システムや、復旧、復興計画システムなどがあります。

以上、システムの中身について紹介をいたしました。要するに災害発生時における行政の素早い対応が復旧・復興には不可欠であります。被災時に被災者の氏名、住所などの基本情報や被害状況、避難先、被災者証明書の発行などを総合的に管理する、この被災者支援システムを平時のうちに構築していくことが重要であると考えております。与謝野町におきましても、早期に導入をしていただき活用すべきと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、新型インフルエンザ対策についてお伺いいたします。

報道によりますと9月11日、世界保健機構、いわゆるWHOは、新型インフルエンザによる死亡が確認された人の数が、世界で3,000人を突破し、少なくとも3,205人になったと発表をいたしました。日本では、9月2日に京都府の69歳の男性が国内9人目として、また9日には、大阪で死亡した45歳の男性が、新型インフルエンザに感染していたと発表し、新型インフルエンザ感染者の死亡例は、疑いも含めて国内で12人目となりました。国内の新型インフルエンザの発生が広がり始めた8月19日、桝添厚生労働省は、本格的な流行が始まったと宣言をいたしました。

全国的に感染が広がり、糖尿病などの持病を持つ死亡例や重傷例の報告が相次ぎ、一方で入院例では、健康な人や未成年などの患者が大半を占めることが改めて確認をされ、厚生労働省はだれもが重症化のリスクを持つと警戒を始めております。

新型インフルエンザが国内で発生した当初は、国は感染拡大を防ぐため発熱外来を設けて、特別な病気として治療する方針をとりましたが、6月19日に厚生労働省は、新型インフルエンザ

対策の運用指針を改定し、一般診療に変更をいたしました。多くの人が受診しやすくなった一方で、持病で免疫力の弱まった高齢者や妊婦、乳幼児らの高リスク者への対応が課題になってきたところでもあります。新学期も始まり、これから冬にかけて集団感染の拡大が懸念され、学校現場での対策も急がれるところでもあります。

本格的な流行が予想より早く始まった新型インフルエンザに、甘い予見は通用しません。感染の早期発見や急拡大の防止に自治体がどのように取り組むべきなのか、想定外をなくし、冷静な対応が求められております。そこで新型インフルエンザ対策について、4点、町長にお伺いいたします。

一つ目に、基本的予防のための啓発活動についてお伺いいたします。

二つ目に、庁舎、学校現場、保育現場での予防策や流行が起きた際の取り組みについて伺います。

三つ目に、重症化しやすい高齢者や妊婦、乳幼児ら高リスク者対策について伺います。

4番目に、高齢者の多い介護福祉施設での集団感染を防ぐ対策についてお伺いいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議長（森本敏軌） ここで質問の途中ですが、休憩いたします。

2時50分再開します。

（休憩 午後 2時35分）

（再開 午後 2時50分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 浪江議員からのご質問の第1番目、被災者支援システムの活用についてお答えいたします。

本システムの概要などにつきましては、ただいま浪江議員からのご説明がございましたので省略させていただきます。

ご指摘のとおり、このシステムは無償で利用することが可能でございます。ただし、このシステムを動かすためのサーバーを準備する必要があります。これには通常の汎用パソコンのウィンドウズではなく、リナックスのハード環境を整備する必要があり、この整備にかかる概算費用は、およそ85万円程度というふうにお聞きいたしております。また、現在、町のコンピュータシステムで稼働しております住民情報システムとの連携も必要となってくることから、これらの調査も行う必要がございます。連携方法や運用形態により具体的な費用については大きく変わってくることとなり、その他の費用としては機器類の補修費用が発生するということとなります。

議員ご指摘の早期導入をということでございますが、平常時からの備えは非常に大切なことであり、このようなシステムを活用する、そうした事態が起こらないことを願うところではございますが、備えあれば憂いなしということを踏まえて、住民情報システムとの連携方法や、平常時からシステムの運用のための訓練方法等を整理をさせていただき、検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2番目の新型インフルエンザ対策についてお答えいたします。

まず、1点目、予防のための啓発活動についてでございますが、町の危機管理対策では、特に住民全体に大きな不安が広がるような事案が発生したときには、より正確な情報を、より迅速に提供し、町民に冷静な行動を求めていくことが最も大切であるというふうに認識しております。

今回の新型インフルエンザに際しましては、4月28日、WHOのフェーズ4の宣言を受けて与謝野町新型インフルエンザ対策本部を設置し、新型インフルエンザ情報の新聞折込を初めとして、5月16日、日本国内での発生確認、6月26日、福知山市内での発生確認、8月1日からの受診方法の変更など、節目節目にタイミングを見て、冷静な行動、受診の方法、予防の徹底等につきまして、各戸へのインフルエンザニュース、町のホームページ、さらには防災行政無線、音声告知放送等により広報してまいりました。また、各区へも区長連絡協議会で情報の提供と、区民の皆さんへの情報伝達につきまして、依頼をしております。

今後におきましても、状況の変化に合わせて、京都府とも連携しながら正確、迅速な広報、啓発活動に努めてまいりたいというふうに存じます。

次に、2点目の庁舎、学校現場、教育現場での予防策や、流行が起きた際の取り組みでございますが、庁舎等での予防策としましては、5月から各庁舎のトイレに、正しい手洗いの方法についてのパンフレットを設置しております。

また、乳幼児健診、成人健診等の多人数が来場される際には、保健センター入り口に速乾性手指消毒剤を設置し、体調不良の方は事前に申し出てくださいよう、説明文を貼付しております。また、赤ちゃん訪問の際には、保健師自身が媒介者となるのを予防するため、マスクの着用と訪問前の消毒を徹底しております。さらに、各庁舎、保健センター入り口には消毒剤を常時設置し、来庁者への注意喚起と予防を実践しております。

教育委員会では、8月21日に町校長会を開催し、2学期を迎えるに当たり、新型インフルエンザ対策について、次のとおり確認の上、実践しております。

一つ目は、保護者あてのお願い文書を発送する。これは8月1日から、病院への受診方法の変更と、個人と家庭でできることの指導のお願い。

二つ目は、学校・園での手洗い、うがいの徹底を図る、手洗い消毒剤、石けんの再確認と予防に努める。

三つ目は、全校・園で教職員、児童・生徒の勤務、出席状況の調査を行い、情報の共有を図る。

四つ目は、学校・園において、慢性疾患を要する児童・生徒への配慮と要観察を行う。

五つ目は、学級で複数の新型インフルエンザによる欠席者が出た場合のフローチャートの確認をするなどございます。

また、8月27日、京都府丹後保健所主催の新型インフルエンザ研修会に各学校・園、教育委員会から参加し、校内での情報共有の徹底と、対策を研修されております。

本町の学級閉鎖等の臨時休業措置の基準につきましては、京都府教育委員会が府立学校向けに作成しました、基準及び近隣の教育委員会が策定した基準を参考に作成しております。内容といたしましては、学級閉鎖は同一学級内で複数名の欠席者が発生した場合、学年閉鎖は同一学年内に複数の学級閉鎖がある場合、学校閉鎖につきましては、複数の学年閉鎖がある場合とし、いずれの場合も閉鎖期間は7日間程度としております。今後におきましても、予防対策等に万全を期してまいりたいというふうに思います。

次に、保育現場におきましては、厚生労働省から示されました感染症対策ガイドラインに基づき対応をしております。まず、子供に対しましては、手洗いの徹底をするとともに、高熱などインフルエンザの可能性のある子供は、医療機関での受診を勧めることとしております。また、インフルエンザに罹患された場合、医師の指示に従い、自宅等での療養をしていただくとともに、医師の許可を受けてから登園していただくということとしております。保護者に対しましては、インフルエンザ予防の周知を図るとともに、家庭での手洗い、うがい等、予防対策につきまして、協力をいただいております。

3点目の重症化しやすい高齢者や妊婦、乳幼児ら高リスク者の対策についてでございますが、まずは、新型ワクチンの接種が重要とされており、現在、国においてワクチンの確保対策や接種のスケジュール案が示されております。また、接種の優先順位につきましても、医療従事者のほか妊婦、基礎疾患のある人、乳幼児等への優先接種の方針案が示されたところでありますが、これらは町が直接決定するものではないことから、国の指示により進められていくものというふうと考えております。また、治療薬として効果が確認されておりますタミフル、リレンザにつきましては、医療機関のストックに加え、京都府において備蓄されており、発生状況に応じ供給されることになっております。

4点目の高齢者の多い介護福祉施設での集団感染を防ぐ対策についてでございますが、厚生労働省から都道府県に対し、対応策が示されて各社会福祉施設に周知がされております。まず、デイサービスセンターやショートステイなどの通所施設におきましては、地域や職場における感染拡大を予防するため時差出勤等を容認するなど、従業員等の感染機会を減らすための工夫を検討する。また、外出に当たっては、人ごみをなるべく避けるとともに、さらなる手洗いやうがい、マスクの着用、せきエチケットを徹底することとしております。臨時休業につきましては、施設等で患者が発生した場合、利用者等を感染から守るために、都道府県等は必要に応じ臨時休業を要請することを基本といたしております。

次に、特別養護老人ホーム等の入所施設につきましては、入所者が新型インフルエンザに感染していると疑われる場合、速やかに個室に転室させる等の感染防止措置を講じるとともに、事業者は嘱託医、もしくはかかりつけの医師等に相談する。また、受診の際、感染が疑われる入所者及び同行者に不織布性マスクの着用、手洗いを徹底させることとしております。ほかにも家族等との面会、食事、レクリエーション時、あるいは入浴時などの対応が詳しく定められておまして、感染拡大防止策や感染時の対応策を各社会福祉施設に徹底するよう指導が行われております。

また、あす、9月15日には、丹後保健所が、管内の社会福祉施設、介護保険事業所等を対象として、新型インフルエンザ対策研修会を開催される予定となっておりますので、さらに各事業所に徹底を図っていききたいというふうに思います。

以上で、浪江議員のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

初めに、新型インフルエンザについてでございますが、これは町独自でこうする、ああすることはできないということは十分承知しております。そこでですね、これは香川県の例でございますが、これは香川県庁業務継続計画書というのを策定されまして、この計画書はですね、インフ



ルエンザに感染して職員の約40%が欠勤した場合を想定しまして、通常業務の中で優先的に取り組む業務を選定をいたしまして、人員配置とか、そういうことを、体制を整えたものでございます。やはり公共サービスを提供する庁舎、役場におきましてもですね、機能がマヒしてしまうというようなことは、非常に重大なことであると思っておりますので、このあたりの対策をお伺いいたします。

それから、もう1点は、これは神戸市の例でございますが、ここでは市と学校、医療機関との連携を強化する連絡会などを設置されているというのもございます。このあたりの対応についても見解をお伺いしたいと思います。

それで、被災者支援システムについてでございますが、少し私と認識の違いがあるのかなと思ったわけです。この答弁の中で、早期導入は難しいという中でですね、2点ほど大まかに言われたんではないかなと。1点は、新しいシステムにリナックスを入れてコンピュータを買って、約80万円ほどかかると。それから、もう一つは今ある、いろんなデータとの連携が難しいんじゃないかというような答弁であったと思っておりますが、このリナックスというのはご存じのとおり、これはフリーのソフトでありまして、ウィンドウズが動くパソコンであれば簡単に組み込むことができますし、今あるウィンドウズシステムと並行してといたしますか、同居ができると、今あるコンピュータにそのシステムを組み込むことができると、なおかつ、これは、このシステムは、常に立ち上げておくべきものではございませんから、そういった必要なときに瞬時に立ち上げて利用することができるというものでございます。

それから、これをですね、もしこのシステムを一から、また業者に委託してですね、開発するとなると、これは非常に莫大な費用がかかりますし、あとあと融通がきかないということもあります。また少し改良を加えるにも、その都度、またシステム改修という、非常に多くの経費がかかるんじゃないかと。これがですね、80万円と言われましたけども、私は80万円もかからないであろうと、今あるシステムを使ってですね、ソフトもほとんどフリーのソフトで構築できますから、そんなにかからないんじゃないかと、このあたりの認識が少し私とは違っておりまして、ここの見解をもう一度お伺いしたいと思います。

それから、データの連携についてでございますが、これは私も少しちょっとよくわからないんですが、住基ネットとは、この連携はできませんけども、今ある自治体の、与謝野町の基幹システムですね、ここからデータをCSV、先ほども申しましたが、こういった形式に書き出せるのであれば、これは簡単に読み込むことができます。いわゆるカードみたいな感じでデータを管理するシステムなんですけども。これいろんなエクセル、エクセルの中でも書き出しできますし、そういったことで書き出しができれば、すぐに取り込んで活用することができる、そういうふうにご考えておるところでございますが、このあたりの見解をお伺いしたいと思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 浪江議員さんのご質問でございます。私自身が余りちょっとシステムについてもよくわかっていないので、適切な答弁ができるかどうか心配なんですけれども、一応、これ京都府だと思っておりますが、総務課の消防防災関係の資料によりますと、この2009年1月末現在では、現状ではウィンドウズのサーバーでは作動しませんということになっております。その辺のところも含めてまして、金額は、実際に経験したところが立ち上げられましたソフトでございますの

で、非常に有効な、あるいはまた、即使える中身であろうというふうに思っております。先ほど言いましたように、住民台帳との照らし合わせだとか、そういったことにどの程度、時間を要するのか、またどの程度の費用がかかるのか、まずはそれが即できるのかどうか、それらも含めまして検討させていただきたいというふうに思っております。金額の問題ではなくて、そういうやり方といいますか、運用上の問題で少し整理しなければならないのではないかというふうにとらえております。ご提案いただきました内容につきましては、非常にいいご提案だというふうに思いますので、前向きに検討させていただきたいと思います。

新型インフルエンザにつきましては、今、いろんな情報が速やかに入ってくる、そういう状況でございます。当町におきましても、今後、絶対ないとは言いきれないと思いますけれども、先ほどご紹介しました内容に沿って、的確な対応がしていきたいというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 町長、職員がそうなった場合にどうだという。

町 長（太田貴美） 職員が、そういうふうになった場合ということですけど、県や大きい市の場合には、40%といいますと、相当な数ではありましても対応が何とか回していけるのではないかなと思います。今、うちの町で、そういう状況になったらどうするという検討は、まだしておりませんので、それらも含めた検討も今後、させていただきたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） やはり、そういったインフルエンザ関係ですけれども、検討はぜひともしていただきたいなど、これも危機管理という観点からですけれども、お願いいたしたいと思います。

それから、また、くどいようで申しわけないんですけどもリナックスですね、ウィンドウズサーバーでは稼働しないというのは、これうたってあるわけですが、要はどこでも、だれでも、どこの自治体でも、全国どこでも使えるように、ウィンドウズで限ってないわけなんです。要は、そのリナックスというフリーのソフト、これがウィンドウズが入るパソコンであれば、数年前のパソコンでも簡単に入って、またこの実際、スペック等、問題なく稼働できる、そういうシステムなんです。そのリナックスを入れた、そこにサーバーのソフトを入れるわけですし、それもフリーで無料であるわけなんです。このあたりが今、ここでこう言うてもあれですが、そういった形です。ぜひとも、非常に私もこれ今回、提案するに至りましてですね、これは非常にいいシステムだなど、なおかつ自由に、著作権も何もありませんから、自分の自治体の、町の使いやすいように改良ができるわけなんです。このプログラムが公開されておりますので、例えば、今回の、この間の9号の台風でも、23号でもそうですけども、農地とか、河川とか非常に大きな被害を受けたわけですが、この与謝野町版に当てはめますとですね、例えば、農地の被害状況を管理するシステムでありますとか、また河川でありますとか、そういったことにも対応できるのではないかなど。

それから、もう1点、このシステムはですね、災害というのは自治体だけ単独で起こるようなものではありませんし、近隣した自治体なんかも受けるわけですし、このシステムもいいところはですね、そういうほかの自治体とも共同して運用ができる、いわゆる今、サーバー、リナックスのサーバーを立ち上げるわけですが、そこに普通のウィンドウズのウェブのブラウザからアクセスして、どこからでも、端末からでもアクセスができるという、そういうシステムなので、例えば京都府で、そういうサーバーを立ち上げられて、ほかの市町村が参加するとか、例えば、こ

の近隣、京丹後、宮津とかで共同でやるとか、そういったことも可能性としてありますし、またこれが今、全国で紹介やりましたけど、まだ118団体でしたか、非常に利用が少ない、118、これ3月末ですけども、非常に利用が少ないわけですが、これがまた、どんどん全国で普及が始まると、各自治体がそれぞれ思いに、自分ところで独自に開発したシステムが上がってくると、それをまた自由に使っていくことができる。バージョンアップがどんどん無料でできる、よそのつくったシステムを、またそれもサブシステムとして取り組むことができるということで、非常に将来にわたってもですね、非常に有効ではないかなと思っておりますので、ぜひとも、お金もかかりませんし、危機管理という、今、こういうときにこそ、そういったシステムを立ち上げていただきたいというふうに思いまして、お願いをいたしまして、質問を終わります。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど、ちょっと答弁しました中に間違いがございましたので、訂正させていただきたいと思います。

先ほど、浪江議員さんがおっしゃいましたような、地方自治情報センターの情報の中に、そういうことが書いてあったと、それは2009年1月ですので、それから大分たっています。そうした中で、いろんなことが、また革新といいますか、更新されていっているのではないかなと思いますが、ちょっとその点につきましては、私自身もよく理解できておりませんので、先ほど申し上げましたように、非常に有効なシステムでございますし、またそれが、自由に取り入れて、そして、自分とご用のバージョンに変えられるということでございますので、平時のうちに、そうしたものを構築をしていくということにつきましては、先ほども申し上げましたように、できるだけ早く、前向きに検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（森本敏軌） これで、浪江郁雄議員の一般質問を終わります。

次に、14番、谷口忠弘議員の一般質問を許します。

谷口議員。

14番（谷口忠弘） それでは、議長のお許しを得ましたので、第26回9月定例会におきまして、事前通告に従い、一般質問をいたします。

私は、リフレかやの里の今後のついでと雇用維持のための企業への支援策について、この2点についてお尋ねをいたします。

まず、リフレかやの里の、この施設については、旧加悦町の時代に建設をされまして、約1万5,000平米の敷地に宿泊棟やレストラン、大浴場、ハーブ園などが並び、98年にオープンをし、運営は同町が出資した三セク会社、リフレッシュ丹後が運営をされてこられました。当初、年間約13万人程度の利用者がございましたが、当地への交通アクセスの変化や競合により、入り込み客及び売上が減少し、それに加えて原油価格、食材価格の高騰が起り経営が悪化し、今後においても改善の見通しが立たない中で昨年7月に休業し、会社は自己破産という大変残念な結果になりました。

それ以後、同施設の廃止という選択もありましたが、私も含め一部議員の要望もあり、町も集客施設として残すことを決断し、本年の2月より約1カ月かけて指定管理者を公募し、3業者、途中1業者は辞退をされましたが、応募があり、副町長や有識者でつくる町の選定委員会の中で、

指定管理料の安さや、地域貢献への期待、当会の財務内容などをかんがみ、丹後町で障害者施設を運営するよさのうみ福祉会が選定をされました。

しかし、先の6月定例議会において、この提案を反対多数で否決になりました。私は、この指定管理者の指定については、賛成の立場であり、今秋と見込まれていた再開が全くめどが立たない状態になり、大変残念に思っているところでもあります。これには幾つかの要因が議論の中にあつたわけではありますが、大まかに言いまして風呂の廃止や設置条例との整合性、また観光施設として運営維持が保たれるのかどうか。また、指定管理者の営業経験の不足などがあつたように思われます。

町長は、否決をされた後、新聞等々で施設に対する疑問点は包み隠さず話したつもりで、否決には納得できない部分があるという記事が掲載をされていました。議会との、どのようなずれが生じて否決となったとお思いなのか、まずその点についてお尋ねをいたします。また、今般、議長あてに夢織りの郷の代表者の方や、同自治会、同家族会、同支える会の皆さんから、重点要望事項として公募の際に出された事業計画について、指定をぜひとも実現をしてほしいとの旨の要望書をいただいております。

議会での否決後も、よさのうみ福祉会の新たな取り組みに対しての情熱は消えておらず、その熱意には感銘、意義を感じているところでもあります。そうしたことから、私は問題点を整理した中での話し合いの場が必要と思うが、そうした、そのような場が持たれたのか、また今後、持とうとしておられるのか、その点についてお聞きをいたしたいと思えます。また、反面、再開の意思が全くないとお考えであれば、お示しをいただきたいのと、今後、年が経過すると施設の維持、管理費といったむだな経費がかさむうえ、建物の老朽化に伴っての危険性や、野生動物のすみかになることも十分予測されます。結果、将来の見通しがないままの、むだな経費が要りますし、建てものの危険性が増すし、近所の方にとっては大変迷惑な施設となってしまいます。このまま無期限に放置することが困難ではないかと考えます。そういった意味で、再開の意思がないのなら、建物の取り壊しを考えなければならないと考えますが、町長のお考えをお聞きします。

以上、1点目につきましては、町民の皆様が関心を寄せられているリフレかやの里の今後について、お尋ねをします。

次に、雇用問題であります。ご存じのように、昨年秋以降、世界同時不況は、日本経済を直撃し、極めて悪い影響を及ぼしました。当京都府北部地域も地場産業の織物の長引く不況に加え、その他の製造業においても深刻な経営状況となり、当町におきましても、この例外ではなく、雇用に対しての不安を抱えておられる方が多いと聞いておりますが、その実態はどうか、当町への立地企業10社の状況も含めお聞きをいたします。また、一番厳しい経済状況のもとでの上半期が終わり、企業の決算状況も大変厳しい状況ではないかと思えますが、そうした地元企業の経営状況も把握をしておられるなら、その点についてもぜひお聞かせをください。

以上、そうした全国的な深刻な状況を踏まえて、政府は中小企業の雇用維持を助成する中小企業緊急雇用安定助成金制度を大幅に拡充し、また時給条件も大きく緩和をされました。この制度は景気の影響による業績の悪化で生産量や売上高が減少して、事業の縮小を余儀なくされた事業主の方が労働者を一時的に休業させる場合、休業手当等の一部を助成する制度であります。これも運用された当初は、反響は小さかったが、年を明けた途端、問い合わせが殺到し、一時ハロー

ワークも対応ができなくなったようにお聞きをしております。この制度は、また休業補償手当の5分の4が国から出され、最初の1年は200日が限度で、3年間計300日まで利用できる制度であります。この制度の国の補助率は、先ほど言いました5分の4であり、あとの5分の1は企業負担が原則であります。しかし、近隣の市では残りの5分の1の助成を、もう既に始めております。

京丹後市では、いち早く、昨年12月から実施をされ、21年度当初予算で約7,000万円計上されており、これも、もう少し追加をしなければ足りない状況だそうであります。また、利用者数も延べ約250件ぐらいの申請実施を行っている聞いております。また、宮津市では、さきの6月議会で補正予算を計上し、現在8社で約700万円ぐらいの申請手続をし、実行していると聞いております。当町では、本9月議会で予算計上し、企業社負担の軽減を図り、雇用維持のための支援にと、いささか遅い対応と言わざるを得ませんが、実施をすると聞いております。その実施内容につきまして、お尋ねをしたいと思います。

以上、大きな2点につきまして、第1回目の一般質問とさせていただきます。よろしくご答弁をお願いします。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 谷口議員ご質問の1番目、リフレかやの里の今後についてお答えいたします。

さきの6月議会で提案いたしましたリフレかやの里の指定管理者指定議案に際しましては、議員の皆様のご理解が願えず否決となりましたことは、今さらながら大変残念に思っております。

公募のありました3社の中では、最良の提案であり、リフレかやの里の管理運営をしっかりと担っていただける新たな指定管理者として生まれ変わった施設運営ができ得るものというふうに思っておりましただけに、大変残念でなりません。また、早期の再開が実現せず、地域の皆様にもご迷惑をおかけする結果となり、大変申しわけなく思っております。

まず、第1番目のご質問、否決となったことに関して、何が問題であったと認識されているのかについてでございますが、町が提案させていただいた候補者の計画案は、今後の施設運営にとって、最もよい提案であったというふうに思っておりますので、提案そのものが間違っていたとは思っておりません。ただ、風呂部門を廃止することや、あるいは福祉施設になるのではないかとといった誤解などが、また条例等、そうしたものの説明につきまして、若干町としての不手際があったために、ご理解願えなかったというふうに、それが大きな要因ではないかというふうに思っております。

2点目の予定されていた指定管理者と、その後の話し合いについてでございますが、否決となりました直後には町から出向き、結果の報告に伺いましたが、それ以降は特に話し合いを持った経過がございません。法人としては、引き続き障害者の新たな雇用につながり、地域に貢献できる同様の事業実現に向けて、調査研究を続けたいというふうに申し入れがございました。そういった点には伺っております。

3点目の、毎年維持経費がかかるが、このままいつまで放置しようとしているのかについてでございますが、地域の方々に再開に向けた期待を持たせておきながら、否決という形で再開ができず、多大のご迷惑をおかけしておりますが、放置しているわけではございません。周辺の明か

りの確保や、草刈り、施設周辺の目配りなど、環境を維持するための最低限の管理は継続したいというふうに考えております。いつまでかということですが、今のところ、そのめどを有しているわけではございません。

4点目の町として、再考、再開の意思がないのかについてでございますが、現在のところは、全く白紙状態としておりまして、具体的な考えを持っているものではございません。しかし、浴場を再開するには、その内容を精査し、その内容については、財政的なシミュレーション等、住民の皆様にも明らかにし、その住民の皆さん方から、ご意見を聞かせていただく、そうした期間を設けていきたいというふうに、今、考えているところでございます。

5点目の維持費との関係や、建物の老朽化で最悪、取り壊しもあると思うが、その時期と、その費用の試算はされているのかについてのご質問でございましたが、4点目でお答えいたしましたように、現在のところ今後のことは全く白紙の状態ですので、そういった時期の検討や費用の積算は行っておりません。

次に、2番目の雇用維持のための企業支援策についてお答えいたします。

初めに当町の雇用状況でございますが、平成20年度12月31日現在を調査基準日として行いました事業所実態調査の分析では、当町は個人事業主が多いことも影響しており、平成21年度採用予定の事業所は、採用予定なしが全体の8割を占め、一人から三人が1割程度、4人から9人が同じく1割程度でございました。町といたしましては、企業が求人を行っておられる状況は把握しておりますが、それが雇用に至ったかどうかはわからない状況でございます。しかし、ハローワーク宮津出張所管内において、7月現在で有効求人倍率は0.51と、前月の0.37倍よりは増加はしているものの、町内での就職環境は依然として大変厳しい状況が続いております。なお、例年、京都府や京都労働局、ハローワークの主催で行っております丹後地域での就職フェアが、ことしは7月30日に野田川ワークパルで開催され、32事業所の参加がございました、今後、このような機会をふやし、少しでも就職の機会を皆さんに提供できればというふうに考えております。

2点目の企業の状況でございますが、事業所実態調査の結果を見ますと、設問がなかったため、生産量の増減はわかりませんが事業所、店舗の売上高の動向については、6割以上で減少しており、横ばいが3割程度、増加が1割程度の結果でございました。増加の主な要因といたしましては、営業力の変化や、市場開拓、サービスの質の変化などが上位で、減少の主な要因としては、景気動向や消費者のニーズの変化、同業者との競合などが上位でございました。仕事のない状況が多く、業種に広がり、大変厳しい状況が続いておりますので、引き続き商工会や関係団体のご意見も伺いながら、経営の安定化対策を検討していきたいというふうに考えております。

3点目の近隣市などは、企業負担部分を行政が補助しているが、当町での考えはとのご質問ですが、企業にとって優秀な人材を確保することは大変重要であり、安易に解雇できないものでございます。しかしながら、過去に例を見ないほど仕事がない状況では、雇用確保が大変困難な状況にある企業が続出しております。議員のご指摘のとおり、国においては雇用維持を行う企業に対して、その経費の一部を補助する雇用調整助成金を創設し、支援を行っております。

当町でも、事業所実態調査や生活実態調査でのご意見や雇用の現状を分析し、その施策に取り組むことが急務との判断から、このような状況の中でも雇用維持に努めている企業の支援を行う

こととし、9月補正で雇用延長支援施策である雇用調整助成金の企業負担部分の一部を支援するため、予算計上をいたしたところでございます。

以上で、谷口議員のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

1 4 番（谷口忠弘） リフレかやの里の件につきましてはですね、先ほど町長の答弁でもおっしゃられましたように、お風呂はなくなったというようなことでの指摘の方がたくさんございました。確かに町民の皆さん方からもですね、そういうお声をたくさん私も聞きました。先ほどですね、廣野議員さんの方からもですね、枯れ木や倒木を利用して、リフレのお風呂の再開をというようなお話もございました。

私は、11期の休業直近の決算書をですね、よくよく見させていただきました。リフレかやの里のですね、決算書です。平成19年6月1日から平成20年5月末とありますから、休業の直近の決算書ですね。これによりますと、各部門の損益を見ますとですね、お風呂の部分が約700万円の赤字なんです。レストラン部門が約650万円の赤字で、他の部分をトータルしますと、約1,100万円の赤字が計上されておられました。

それで、今回の公募の中でですね、3社の申し込みがございましたけども、その中の1社だけですね、お風呂もやられるというような提案でございました。この法人はですね、課長の説明によりますと、京都府下で、いやまた、京丹後市内で温泉施設の指定管理を数多く手がけておられて、実績の豊富な法人であると、こういうふうなご紹介を受けました。私も先ほど言いましたように、決算書をしげしげ見ておりましたら、まさしく、やっぱりこの業者さんはプロの目で判断をしておられるなというぐあいに感じました。実際、やはりお風呂を営業するということになりますと、どう考えてもやっぱり指定管理料ですね、水道料を含めて約2,000万円程度の指定管理料が必要になってくると、私もそのように大体思いました。

そういう意味からいきますと、リフレッシュ丹後さんは終わりの方になるとですね、ちょっとまあ重油の高騰で赤字幅が拡大しましたけれども、そういう意味では11年間、ほとんど独立採算という形でですね、営業をされてこられましたんで、大変おくれればせではありますけども、敬意に値するような経営ではなかったかなというぐあいに私は感じました。

また、住民の要望がどれだけあるか、これもわかりませんが、ことわざにですね、「焼け跡の釘拾い」ということわざがございまして、大金を使い果たした後、何ぼ節約してもですね、仕方がないという、そういう意味のことわざなんですけども、町も指定管理者の方も多額のリスクを背負ってまでお風呂を営業することがですね、本当に望ましいことなのかどうかについてはですね、私は費用対効果を考えても、もちろん私が自分で経営しろと言われたら絶対しませんし、公共的な側面を考えると、損失補てんは基本的には全部すべて税金なので、私はクアハウスの営業については約3,000万円の赤字をいつもどうのこうのと言っている立場でございまして、甚だ風呂を再開することについてはですね、疑問を感じておるといって一人でございます。風呂についてはですね、そういうことで私自身もなかなか再開しても非常にリスクが伴うというぐあいに考えております。

次に、あのエリアのイメージと申しますかね、観光地としての側面での、この問題点もございました。指定管理者の過去の事業や実績は、確かに福祉部門に特化をされておりますんで、あの

施設と福祉会が営業されるということになると、福祉施設になってしまうんじゃないかなというぐあいに思われがちでしょうけども、しかし、よくよく見ますと、今回の公募に当たりいろんな先進地の事例を学びに、何回かにわたって研修をされておられますし、福祉と農業でありますとか、福祉と産業とかですね、福祉と地域を結ぶとか、また、いろんな地域の方に参画をいただいて運営協議会を立ち上げて、この地域の活性化を図りたいと、こういうぐあいにお考えになっておられまして、そういう意味では、今回の、この構想は、十分ではないかもわかりませんが、いろんな面で共有する部分があったんじゃないかなというぐあいに、いまだに私も感じておるところです。

また、こうしたエリア構想というのは、これは常々私も言っているんですけども、テーマパークと同じとは言いませんけども、やっぱり年月がたつにつれましてですね、最初の理念というのは大まかには継続するんですけども、多少の新しい知恵や新しい考え方を、やっぱり少しずつ導入していかないと、やっぱりいけないんじゃないかなというふうに思っておりまして、人間の、私もよくライフスタイルに例えるんですけども、人間も企業も施設も多少の入れかえをしないと、リニューアルしないと長続きをしないなというぐあいに感じておりまして、そういう意味では非常に残念であるなというぐあいに思っております。

そこで、2回目の質問に入りますけども、先ほど町長は、こちら側から動くつもりはないと、静観をいたしたいというようなご答弁でございました。先ほど、第1回目の質問でご案内させていただいたようにですね、今般、障害者福祉センター夢織りの郷から出された要望書を見られたと思うんですね。お話をお伺いをしますと、町長にもお出合いをされてお願いをされたというような経緯もちょっとお聞きしておりますけども、先方の方から動きがあったわけですね。こちらから動かないというのは聞きましたけども、先方から、そういうアクションがありましたので、こちらの方も何らかのアクションが必要だと思うんですけども、再度お聞きしますけども、再考されてですね、再開をしたいというご希望がどの程度おありなのか、もう一回お聞きをしたいというぐあいに思っております。

それともう一つ、もう一つの側面は、議会と行政との情報開示という、こういう側面もあったんじゃないかなというふうに思います。今回、否決された大きな一つの原因と思われるのが議会軽視と言えればちょっと言い過ぎかもわかりませんが、業者の公開がおくれたという点でありますとかですね、採決当時に法人事業の一部が変更になり、それが通知をされたという点が指摘をされておったというぐあいに思います。

そこでですね、私はこの自由提案型の公募ということについて、ちょっとお伺いしたいなというぐあいに思うんですけども、ここでお聞きしたいのは、先ほどいいました、この自由提案型の公募というのは、どういう概念といいますか、どういう定義といいますか、どういうルールがあって、こういう形になったのか、その点についてお聞きしたいなというふうに思います。

要するに、行政側の公募に当たっての考え方ですね、提案型の公募に当たっての考え方、こういうものが一体、どういう考えでされたのかどうか。要するに、相手方の強い要望で指定管理者予定者の名前が公表できなかったという点であります。公の施設の公募入札なのでですね、私は応募者名の公表についてはですね、そのことに理解をいただいた中での公募というのが、私は通例ではないかなというふうに思うんですけども、その点につきまして、この提案型公募とい



うやり方ですね、こういうことがあり得るのかどうか、今後、クアハウス等の指定管理者公募もあるようでございますので、このところのご見解もお聞きをしたいなというぐあいに思っております。

次に、先ほどちょっと2点ほど言いましたけども、この施設は広く一般の方に利用していただくというのが目的だと思うんですけども、配られた資料の中で一部宿泊施設が障害者の方に限るといようなニュアンスの文言が掲載されておられまして、それを削除されたということなんですけども、議員は、いろんな立場でこの採決の判断をしなくてはならないという立場でございますので、もう少し事前の話し合いというか、チェックが当然なされるべきだというぐあいに思いますので、そのことはちょっとつけ加えをさせていただきたいというぐあいに思います。

それと、もう一つは、私これ、募集要項といいますが、これをちょっといただいたやつをずっと見させていただきますと、指定管理者の募集要項ですね、この中にその他の欄、16番のその他の欄の2番のウのところですね、提出された書類は情報公開の請求により開示することがありますというようにもちょっと書かれてあるんですけども、今回ですね、最後の最後まで応募された3社については、実名が公表されなかったということでありますけども、ここでこういう文言もございますので、そのことも含めて、先ほど言いました公募の仕方について、ちょっとお答えをいただきたいなというぐあいに思います。

それと雇用の問題ですけども、雇用調整助成金についてはですね、ハローワークが窓口になっておりますので、その実態がなかなかわからないというのが現状であります。なかなか、それですから対応がしにくいという面も確かにあったのではないかなと思うんですけど、企業側に送るメッセージとしては非常におくれたのではないかなというぐあいに思います。私も以前に申し上げましたようにですね、与謝野町在住の方で、京丹後市や宮津市にお勤めの方がたくさんおられます。当町では5分の1の補助は出していないというのはですね、少々ちょっと虫がよすぎるんじゃないかなと、こう思っておりましたので、今回の実施は大変喜ばしいことであるというぐあいに思っております。

その中で、ちょっと見させていただくと、一企業当たり上限200万円とかいうような数字が出ておりましたけども、その積算根拠といいますが、実態に合わせて、その200万円という数字がどういう形で出てきたのか、その点についても一つお伺いしたいなと、これ予算要求の中で課長より十分、町長が聞いておられると思いますので、その点についてもお聞かせいただきたいなと思います。

以上、大体3点ほどですね、第2回目の質問とさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと非常にたくさん質問がございましたので、ひよっとしたら漏れるかわかりませんので、そのときにはご指摘が願いたいというふうに思います。

まず、この福祉施設としての誤解があったのではないかという点につきましても、我々自身も当初、そういうふうな誤解をした部分もございます。そうした意味では、いろいろと町の提案に至りますまでの、若干の不手際が皆さんに誤解を与えたのではないかというふうに思いますし、議員の皆さんからのご指摘につきましても非常に重視し、それらに対して、おわびが申し上げたいというふうに、我々自身も反省をいたしております。

ただ、申し上げましたように、福祉施設ではないということにつきましては、当初から申し上げますように、この設置の中身、条例第1条で、与謝野町を中心に生産される農林産物等を活用して、中長期に滞在しながら健康を回復する施設として、都市住民との交流の促進や町の農業振興を図るため、食と健康の拠点施設を設置するという、このことにつきまして、町として、あそこは農林関係の、そうした施設であるという点については、これは当初からの設置目標そのものを、一応、最初の理念どおり運営していくという姿勢は変わっておりません。ただ、そこに雇用される、そこで働く方たちが、福祉法人の方たちが、雇用された障害者の方が入られるということで、その辺の受けとめ方についても、そうした中身について非常に誤解を与えるような説明であったというふうに、この点については反省をさせていただきたいと思えます。

今後、じゃあどうするんだというところで、今の状況は、はっきり申し上げて、今、どうこうするという方向性は出しておりません。そういう意味で白紙だというふうに申し上げております。ただ、いろいろと皆さん方がご心配されておりますように、そうした、なぜ否決をされたかというふうな中身につきまして、理由をやはりもう一度きちっと精査し、また浴場部分については、どのぐらいの費用がかかるのか、再開する場合にどれだけの費用がかかるのかというふうな財政的なシミュレーション、また今後の維持につきましてランニングコストがどれぐらいかかるかというふうなところは、専門家の目によって、きちっと調べをさせていただいて、それらの財政シミュレーション等も公表する中で、新たに住民の方々の代表である、そうした検討委員会のようなものを立ち上げて、その中でご検討をいただくという方法をとっていきたい。そのためのメンバーの人選に入りたいというふうに考えております。今の段階では、今後、どうするという中身については白紙でございますけれども、新たな提案に向けて、何とか、どういう形になるかということについては、今、この段階で申し上げることはできませんが、努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、この提案型の公募につきましてですけれども、正直申し上げまして、当初、自由な発想でもってということで公募をかけました。実際にお風呂をなくすという発想は、我々の方にもなかったのです。そういう提案が、お風呂を使ってというところが、どうも2カ所あるんじゃないか、そうでないところが2法人あるというふうな、そういう中で、いろいろと中身を見いきますと、非常にランニングコストも低いというような中で、今後の、あそこを再開して活性化に向けて、大きな力になるんじゃないかというふうなことで、選定委員会で選ばれたんだというふうに思っております。また、そういうふうに理由も聞かせていただきました。この提案型公募につきましては、いろんなケースがあろうかと思えます。今までの状況が、ある程度安定してきている、それに対して、新たな指定管理者を求めていくという場合の条件は、その施設施設、運営を出す場合のいろんな考え方がありというふうに思いますし、このリフレの場合は、一たんあそこで開いていた場所が、なかなか運営が進まず、倒産という格好になってしまったわけですから、今までどおりのやり方では、先ほど、議員がおっしゃいましたように、当然赤になって、どこがやっても赤になると、そういう意味では会社のご努力というのは大変なものだっただろうというふうに思います。これは会社の努力だけではなしに、周辺のやっぱり社会状況が非常に変わってきた、当初は確かに13万人近いそういう入り込み客があった、ところが道路が、流れが変わった、あるいは地元でいろんな工事に働いておられる方が、あそこの利用があった、そういうも

のがなくなった。また、燃料代になります灯油、重油だとか、あるいは水道の料金が非常に高くついたら、その中で井戸を掘って、そうしたものを節減しようというご努力をされたんですけども、なかなかこの指定管理料ではいかなかったということが実情だというふうに思います。

そういうことになってきますと、果たして費用対効果の中を考えてみると、今のまんまのやり方でいいのかどうかというところで、自由な発想でもってという公募型に選定委員会の方で選定する、その条件として、そういう形で公募をかけたということでございます。

ですから、これがすべていいとかいうものではないというふうに思いますが、一定の条件をつけた中で公募にかけるという方法もあるでしょうし、こうした提案型の公募をかけるということもございますので、それらはそのとき、そのときのやはり施設を管理を運営するに、一番どうすれば効率的な運営ができるかということが、この第3条でも設置目的に応じて、最も効率的に運営しなければならないというふうになっております。その中で、次の事業を行う、その事業の中に入浴ということが入っておりますので、その設置目的、あるいはその内容、そして、その事業の中身について、もう少しきちっと整理した上でのご提案をさせていただきだつたと、今そういうふうに反省しているところでございます。

今後、議会軽視ではないかというふうなお声もあるかと思えますけれども、十分、議員の皆さん方の否決された理由については、正直、私どもも若干わからないところもございましたので、こうした議会の中での、議論の中で、そうした中身も精査されてくるのではないかというふうに思っておりますので、それを受けた中で次に向けてのステップを進んでまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の、この雇用のための企業支援ということでございますけれども、200万円という線につきましては、近隣市町等の状況を見る中で、この金額が適当ではないかということで設定をさせていただきました、ということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

14番（谷口忠弘） 私は、本当に今でもですね、できるならば早期に再開してほしいなというぐあいに今でも思っております。

先ほど町長がちょっとおっしゃられましたけども、この施設、98年ですか、できましたので11年ほど経過してるんですけども、最初ですね、これは多分、当初計画はコンサルタントが書いたと思うんですけども、第一次商圈、宮津市、与謝郡、第二次商圈、丹後地域、舞鶴、福知山、綾部、第三次商圈、府内、大阪、兵庫県と、こういうぐあいに広範囲に商圈が設定されておられまして、集客目標が14万7,270人と、こういう、とてつもなく、今から考えればですね、こういう商圈設定での、この施設だということでもあります。

いまやですね、そんなことは絵に描いたもちみたいな話で、とてもやないけど、そんな目標はできないというようなことだろうと思うんです。そういうことでございますので、しかるにですね、ここは私は、やはり規模を縮小するということが大事なことだと。特にコストがかかる分については、これはやっぱり規模を縮小せざるを得んというぐあいに思うんですね。今よく言われてます、選択と集中であります。企業は当然、そういうことを考えますので、不採算な部分は、なるべくなら切らざるを得んと、こういうことだろうと思うんですね。イベントや一過性の売上

だけでですね、もうだめでありまして、そういうのは、やっぱり地元密着ですね、地元可愛される施設として、やっぱり生まれ変わることが必要ではないかなというぐあいに私は思っています。

当然、それとてですね、非常に採算は私は厳しいと思いますよ。厳しいと思いますが、もう生まれ変わらなければいけないのではないかなというぐあいに、この施設については感じております。そこはですね、国や府の支援が受けられます、そういう障害者の方のですね、就労の場としての利用もできますので、そういう補助金を受けながらですね、要するに赤字を出さないと、こういう現実な対応がですね、本当に望ましい姿ではないかなというぐあいに思っておりますので、ぜひともですね、今後も引き続いてご検討いただきますようお願いを申し上げます。

それと先ほど言った、自由提案型の公募につきましてはですね、最終的には賛否の意思の表示というのはですね、大変大きな責任を持っておりまして、我々、議員にとつてはですね、非常に入札の参加者がどういう方なんかなというのは、非常に気になるところでありますし、賛否を決める大きなファクターでもあると思うんですね。しかし、公表されないということにつきましては、それを乗り越えた、何かこちらでいうたらデメリットになるわけですが、何か大きな効果というか、相手方に配慮する立場がどうしても必要なのか、その辺、どうお考えになっておられるのか、これはちょっとお答えをいただきたいんですけども、次回の機会にですね、またお尋ねをしたいと思うんですけども、お答えだけぜひお願いしたいなというぐあいに思っております。

それと、この雇用制度につきましてはですね、何回も言うようですが、企業を助けるという側面だけではなくに、本当に一家の大黒柱を、働く人を守りですね、十分に家計を助け、失業者をふやさないと、こういう側面もございますので、与謝野町町内の企業の雇用維持の確保のためにですね、今後もいろんな動向を、ぜひ注視させていただいて、積極的な支援策を講じていただきますようお願いをしまして、第3回目の質問を終らせていただきます。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどおっしゃったように、賛否の意思を決める大きなファクターである企業の名前等と中身についてですけども、こちらはオープンにするというふうな思いはあったんですが、やっぱりある企業から公表しないでほしいと、そういうこともございました。そういう意思がある以上、町としては、それをオープンにということについては、若干、問題があるのではないかなというふうに思いましたので、ただ最終的には、皆さんからのご質問があれば、そうしたことの答えていくつもりも、用意もいたしておりましたけれども、そういう申し出がございましたので、町としては、そこで、ちょっと待ったということでございます。

当然、手を挙げられる企業ですから、その辺は正々堂々と挙げていただけたらというふうに思いますけれども、いろんな企業としての思いもあったんだというふうに思いますので、今後につきましては、それらのことも含めて、できるだけ皆さんにわかりやすい情報を提供させていただくという形で、これを一つ反省として考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、今、おっしゃったように、非常に今の時期、好機でございます。できるだけ町の業者の方たちにとつても有利な展開ができますような、それは長く続くもんじゃないかもわかりませんが、そうした支援策をできるだけ講じてまいりたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

1 4 番（谷口忠弘） ありがとうございます。

議 長（森本敏軌） これで、谷口忠弘議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

あす、9月15日、午前9時30分から一般質問を引続き行いますのでご参集ください。  
ご苦労さんでした。

（散会 午後 4時02分）